

「とくしま農林漁家民宿」のすすめ



徳 島 県

目 次

はじめに	1
第1章 「とくしま農林漁家民宿」とは	2
1-1 民宿とは	2
1-2 「とくしま農林漁家民宿」とは	2
第2章 「とくしま農林漁家民宿」の開業に向けて	4
第3章 「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る手順	8
3-1 事前相談	8
3-2 開業に向けての手続	11
(1) 「とくしま農林漁家民宿確認書」の交付申請	11
(2) 消防法	12
(3) 建築基準法	16
(4) 水質汚濁防止法	21
(5) 旅館業法	22
(6) 食品衛生法	25
(7) その他の関係法令等	32
第4章 「とくしま農林漁家民宿」の開業におけるその他の緩和措置	34
第5章 「とくしま農林漁家民宿」確認要綱	39
「とくしま農林漁家民宿」開業Q&A	60
＜参考資料＞	
1 各種申請様式	69
2 農林漁業体験民宿登録制度	83
3 法律の規制緩和通知	84
4 相談窓口一覧表	98

はじめに

本県は、西日本第2位の高さを誇る「霊峰剣山」や清流「海部川」をはじめとする豊かな自然や、「祖谷のかずら橋」や「四国八十八ヶ所巡り」に代表される伝統文化、世界農業遺産に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」など、類い稀な地域資源を有していることから、地域資源を生かした体験、滞在型観光として、旅行者を地域で受け入れるグリーン・ツーリズムに取り組んできました。

近年、グリーン・ツーリズムの流れとして、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行「農泊」が注目され、教育現場においても、農山漁村の生活を体験する体験型教育旅行の取組が広がっています。

また、「農泊」の推進については、宿泊・食事・体験など農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、関係人口の創出を目指しています。

さらに、「農泊」受入の中心となり、農林漁業体験活動を通じて自然と触れ合うことのできる農林漁業体験民宿は、都市と農山漁村の人々の交流拠点として、重要な役割を担うとともに、農山漁村地域の所得向上や地域活性化に寄与しています。

地域に暮らす人とのふれあいや、様々な農林漁業体験など、他種の宿泊施設にはない魅力を持つ農林漁業体験民宿を開業する場合に、旅館業法など関係法令の規制緩和が認められたことから、本県独自の弾力的運用を取り入れた「とくしま農林漁家民宿」として開業を推進しており、開業にあたり関係する許認可等について、わかりやすく整理した「『とくしま農林漁家民宿』のすすめ」を作成しました。

「とくしま農林漁家民宿」の開業を検討している方や、地域活性化対策を考えている市町村担当者等に本書が幅広く活用され、「とくしま農林漁家民宿」の普及が農山漁村地域の活性化に繋がれば幸いに存じます。

<令和8年5月改訂>

徳島県 農林水産部 農山漁村振興課 中山間地域振興室

第1章 「とくしま農林漁家民宿」とは

1-1 民宿とは

法令上、民宿の定義はありませんが、施設規模上、その多くは旅館業法に定める「簡易宿所営業」に該当する施設として扱われています。

旅館業法に基づく分類は、表1のようになります。

表1 旅館業法に定める旅館営業許可業種（3業種）

旅館営業許可業種	施設定義及び施設基準（抄）
旅館・ホテル営業	○施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの ・一客室の床面積 7㎡以上（寝台を置く客室は、9㎡以上）
簡易宿所営業 注) いわゆる「民宿」は簡易宿所営業に該当	○宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの 1 宿泊者数 <u>10人以上</u> の場合 客室の延床面積……33㎡以上 2 宿泊者数 <u>10人未満</u> の場合 客室の延床面積……定員×3.3㎡以上
下宿営業	○施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

1-2 「とくしま農林漁家民宿」とは

平成15年度から実施された構造改革特区の推進に伴い、農林漁業体験民宿が旅館業法、建築基準法及び消防法等の規制緩和や各県独自の弾力的運用等により比較的容易に開業できるようになりました。全国的にも農林漁業体験民宿が推進されるようになってきました。

徳島県においても、この緩和措置等を活用し都市と農村の交流の推進や農山漁村の活性化のために農林漁業体験民宿の推進を図ることといたしました。

そこで、小規模で比較的容易に開業できる客室延床面積が33㎡未満であり、かつ定員が10名未満の農林漁業者が営む「農林漁業体験民宿」を、徳島県では、特に「とくしま農林漁家民宿」と呼び、これを推進することといたしました。なお、農林漁業体験民宿とは、農林漁業体験等を提供する民宿をいいます。

この書では、一般的に用いる農林漁業体験民宿については、「農林漁家民宿」という言葉で説明することとします。

表2 「とくしま農林漁家民宿」の位置付け

	簡易宿所	とくしま農林漁家民宿
経営者	農林漁家 非農林漁家	農林漁家 非農林漁家（一部地域のみ）
定員	施設の規模による (客室延床面積 33㎡未満の場合：10人未満)	10人未満
客室延床面積	33㎡以上 (定員 10人未満の場合：定員×3.3㎡以上)	33㎡未満 注) (1人当たり床面積 3.3㎡以上)
農林漁業体験	任意	○
その他	—	設備面の規制緩和措置あり

注) 「とくしま農林漁家民宿」の客室延床面積 33㎡については、通常足を踏み入れない床の間や押入、簡単に移動できないタンス等は面積に算入しません。

<参 考>

農林漁業体験民宿とは

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成7年施行、以下「余暇法」と記す。）において、農林漁業体験民宿業は次のように定義づけられています。

第2条

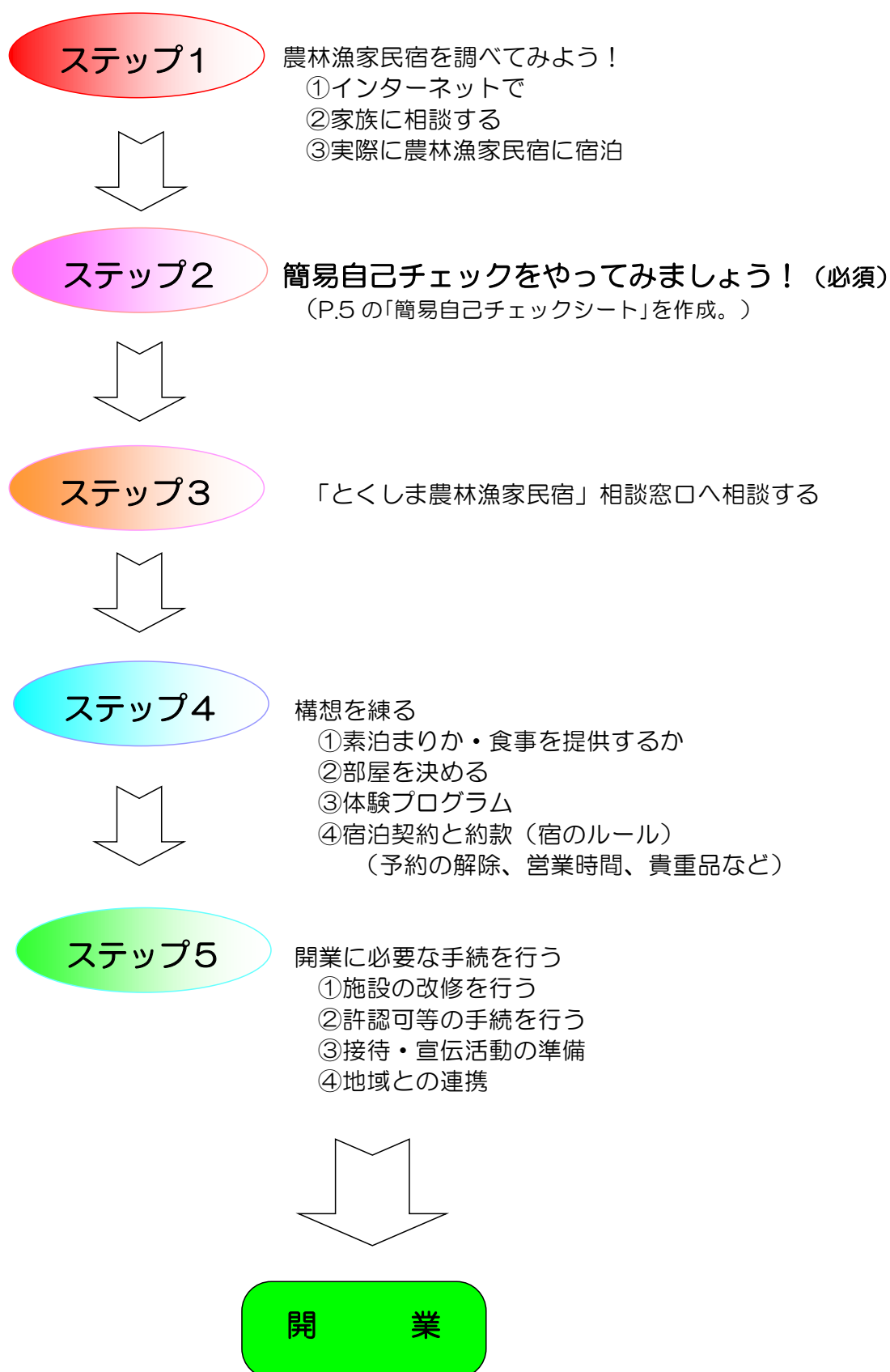
5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

同法が平成17年6月に一部改正（同年12月施行）されるまでは、農林漁業体験民宿を営む者は農林漁家等に限定されてきました。このとき、農林漁業体験民宿業を営む民宿を、便宜的に「農家民宿」又は「農林漁家民宿」と呼ぶことが一般的になりました。

なお、平成17年の法改正で、既存の宿泊施設（一般の民宿・旅館など）が、地域の農林漁家と連携する場合も農林漁業体験民宿として登録することが可能となり、さらに平成28年の旅館業法改正により、客室延床面積が33㎡未満かつ定員10人未満（1人あたりの延床面積が3.3㎡以上）まで簡易宿所の延床面積基準が緩和されました。

注) 農林漁業体験民宿登録制度については、参考資料2参照。

第2章 「とくしま農林漁家民宿」の開業に向けて



「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」（その1）

住 所：
氏 名：

	関係法	内 容			該当に○	備 考
経 営 に 関 す る こ と	余暇法	経 営 者	農家（法人等経営含む）			
			林家（法人等経営含む）			
			漁家（法人等経営含む）			
		上記以外 （個人に限 る。）	地域内の農林 漁家との連携	あり		→「とくしま農林漁家民宿」対象外
				なし		
		農林漁業体験 プログラム	あり（自らのみ）			経営者が農林漁家であること
			あり（自ら、あっせん）			
			あり（あっせんのみ）			民宿所在地が特区であること
なし				→「とくしま農林漁家民宿」対象外		
営 業 に 関 す る こ と	客室延床面積	33㎡以上 （目安：畳 20 枚以上）			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
		33㎡未満				
	最大収容人数	10人以上			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
		10人未満（ 人）				
	家族人員			人	—	
	トイレ	家 族 共 用	男性用	箇所	—	適当な数の便所があること
			女性用	箇所		
			男女共用	箇所		
		客 専 用	男性用	箇所	—	
			女性用	箇所		
男女共用			箇所			
洗面施設数	家族共用		箇所	—	適当な数の洗面設備があること	
	客専用		箇所	—		

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その2)

	関係法	内 容		該当に○	備 考	
営業に関する こと	食品衛生法	飲食物の提供	あり (1泊2食付、1泊朝食付など)	次の2つを台所に設置。 ・従事者用手洗設備 ・流水式洗浄設備	あり	飲食店営業許可必要、食品衛生責任者の設置必要(食品衛生責任者養成講習会修了者等)
			なし(素泊まり、自炊(料理体験含む))		なし	許可申請までに施設の改修必要
		使用水	水道水			
			井戸水等(水道水以外の水)			年1回以上の水質検査必要
施設整備 に関する こと	消防法	次の全項目に該当するか。 ① 一般住宅と併用 ② 民宿用途部分の床面積が、一般住宅部分の床面積より小さい。 ③ 民宿用途部分の床面積が50㎡以下			全ての項目が○の場合は、「一般住宅」扱い。 一つでも該当しない場合は、消防用設備等の設置が必要	
		消防法令適合通知書の交付 (旅館業の営業許可申請に必要)			管轄の消防本部(消防署)に相談 (施設平面図、位置図、建物の配置図が必要)	
	建築基準法	次の全項目に該当するか。 ① 住宅と併用 ② 客室用途部分の床面積が33㎡未満 ③ 各室から直接避難可			全ての項目が○の場合は、「住宅」扱い。 法律に基づく措置や手続き等は不要	
		旅館用途部分床面積	200㎡以下		建築確認申請不要	
			200㎡超		建築確認申請(用途変更)必要	
	浄化槽法	浄化槽	農林漁家民宿専用			処理人槽=民宿の定員(人)
住宅の一部を民宿として利用し、かつ客室の床面積33㎡未満				一般住宅扱い		
住宅と民宿で浄化槽を共用する場合で客室の床面積33㎡以上				処理人槽=民宿の定員(人)+ 5人(住宅用途面積130㎡以下) または7人(住宅用途面積130㎡超)		
水質汚濁防止法	特定施設(ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設)を設置。			保健所環境担当等に相談		

注1) 客室延床面積(33㎡)については、通常足を踏み入れない、押入、床の間、簡単には移動できないタンス等の面積は除く部屋の面積。

2) 消防法における民宿用途部分の床面積(50㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。)+共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積。

3) 建築基準法における旅館用途部分の床面積(200㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。)+共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積。

4) 住宅用途面積が180㎡以下で、実居住人員等の条件を満たす場合は、住宅部分に限り、人槽緩和が可能となるため、詳しくは所管の建築基準法担当へ御相談ください。

<参考>

	法 律	内 容	備 考
所在地に関すること	都市計画法	<新築・増設> ・都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域 非線引都市計画区域 ・都市計画区域外	都市計画法 特に市街化調整区域に指定されている地域では、原則、農家民宿を開業することはできません。
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地を転用する場合は、次欄の農地法の許可に先立って、農用地区域からの除外が必要になります。	
	農地法	農地の権利を取得する場合や農地を転用する場合は、許可が必要になります。	
	自然公園法	自然公園区域内では、工作物の新築・改築には許可または届出が必要です。 また、樹木の伐採などについて、許可または届出が必要となる場合があります。	
	森林法等	立木の伐採については、許可または届出が必要となります。 また、農林漁家民宿を営む場所や規模によって、法令の制限を受けることがあります。	森林法 特に保安林では注意が必要です。

事前相談チェックリスト

用 意 す る も の	準備できたらチェック	備 考
建物(母屋、離れ等)の平面図		玄関、客室、調理場、便所、浴室、その他の部屋の位置を示した図面 (平面図がない場合は見取り図で可)
建物(母屋、離れ等)の見取り図		
建物の配置図		道路、隣の敷地と建物の位置関係が分かるもの (方位、縮尺を明示、住宅地図等応用)
建物の位置図		地域内の位置が分かるもの(方位、縮尺を明示、住宅地図等応用)
写 真	全 景	写真があれば、判断が的確になる (デジカメ、携帯写真、既存の写真で可)
	トイレ	
	洗面所	
	浴 室	
	台 所	
	食 堂	
その他		

第3章 「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る手順

徳島県では、「とくしま農林漁家民宿」の開業に関し、各種法令等の弾力的運用を受ける場合において、スムーズに許可を得ることを目的に、とくしま農林漁家民宿確認要綱に定める基準を満たす施設であることの確認作業を行っています。

なお、「とくしま農林漁家民宿」を新たに開業するには、様々な法律が関係していますので、次ページ以降の図1、2を参考に各種許認可等を取得してください。

(とくしま農林漁家民宿確認要綱第3条なお書きに規定される市町村の場合は図2を参考にしてください。)

3-1 事前相談

「とくしま農林漁家民宿」の開業をお考えの方は、まずは最寄りの農林事務所までおたずねください。

ここで、開業に向けての簡単なチェックを行います。この段階では、「簡易自己チェックシート」を作りながら、開業が可能かどうか相談してください(事前に「簡易自己チェックシート」を作成してきていただくと時間が短縮できます。)

<総合窓口>

徳島農林事務所 企画総務担当

〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 徳島合同庁舎

電話 0886-26-8513

美波農林事務所 企画担当

〒779-2305 美波町奥河内字弁才天17番地1

電話 0884-74-7381

美馬農林事務所 食農・企画担当

〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73

電話 0883-53-2271

相談の際、写真や設計図面があると便利ですが、手ぶらでも結構です。

<できれば持参するもの>

なお、次のステップへ進むと平面図等が必要になります。

建物(母屋、離れ等)の平面図	玄関、客室、調理場、便所、浴室、その他の部屋の位置を示した図面(方位と縮尺を明示。) ※古い住宅で平面図がない場合、設計事務所などに平面図の作成を依頼することもできます。
建物の配置図	道路、隣の敷地と建物の位置関係が分かるもの (方位と縮尺を明示、住宅地図等応用。)
建物の位置図	地域内の位置が分かるもの (方位と縮尺を明示、住宅地図等応用可。)
写真	①建物の全景 ②トイレ ③洗面所 ④浴室 ⑤台所 ⑥食堂 ⑦周辺の写真

図1 通常の開業手順

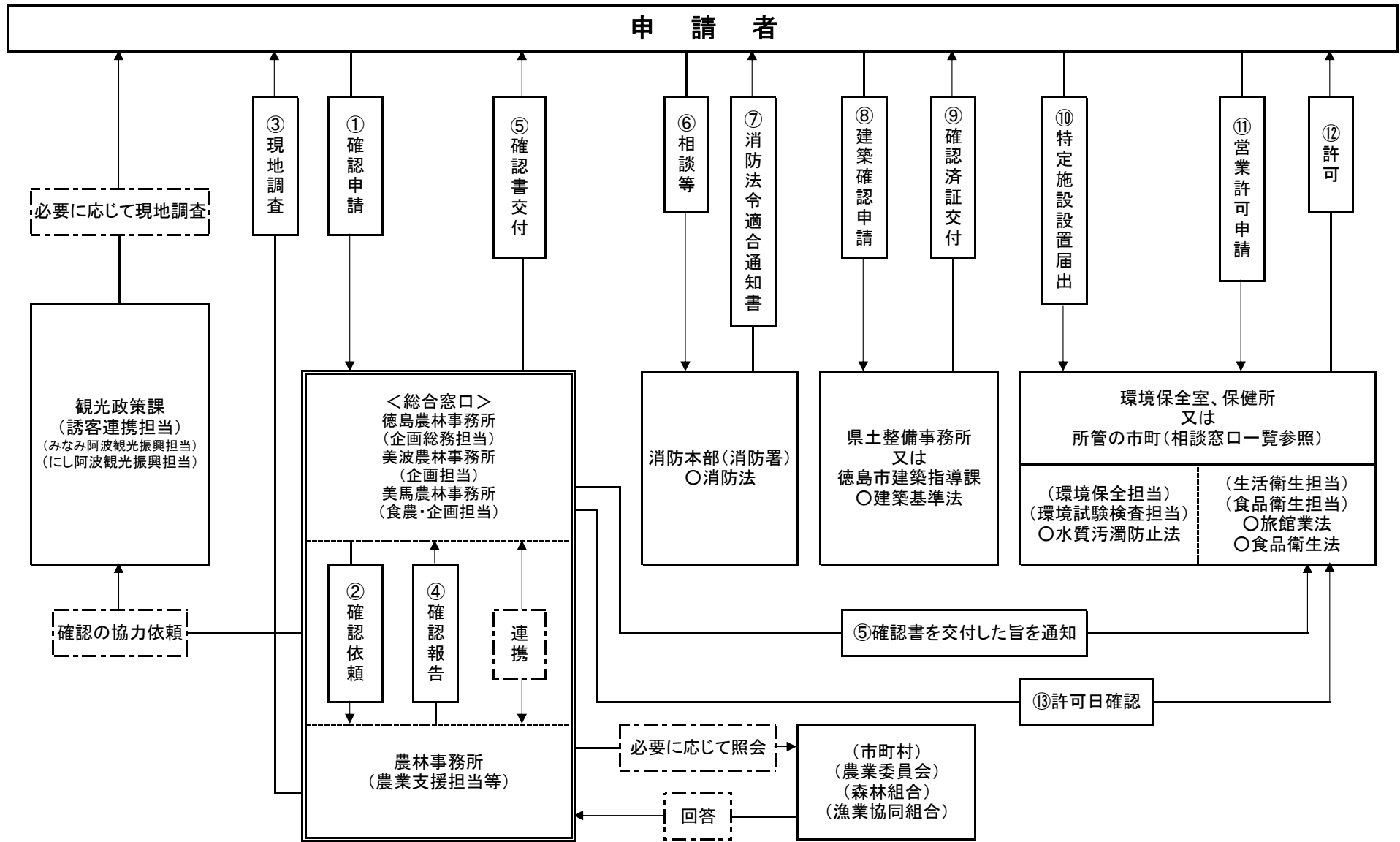
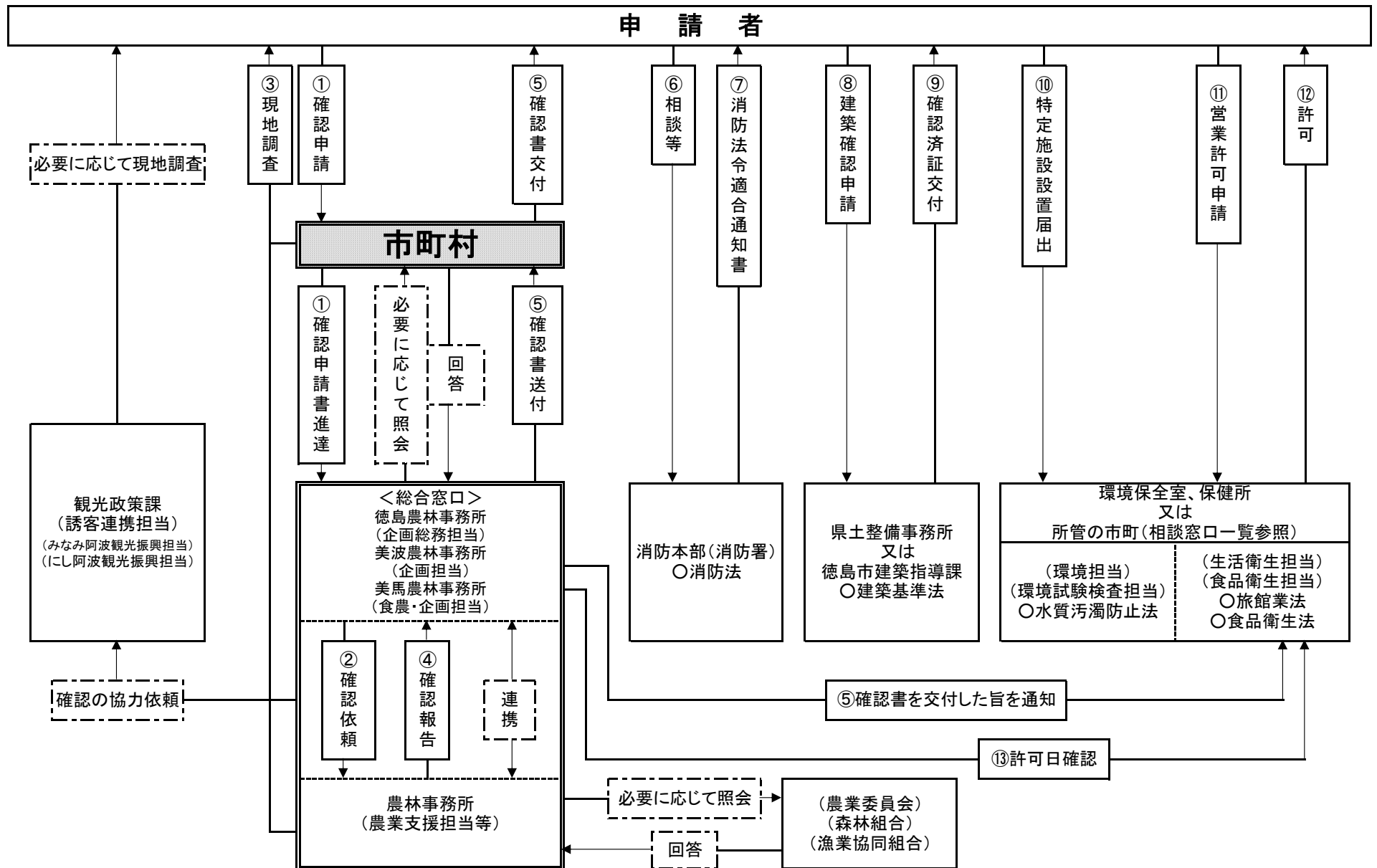


図2 とくしま農林漁家民宿確認要綱第3条なお書きに規定される市町村での開業手順



3-2 開業に向けての手續

(1) 「とくしま農林漁家民宿確認書」の交付申請

旅館業法等の特例を受ける際の証明書として、徳島県ではとくしま農林漁家民宿の開業希望者に「とくしま農林漁家民宿確認書」を交付することとしています。

なお、確認については、「とくしま農林漁家民宿確認要綱」により実施します。

① 手續

目 的	農林漁家民宿の開業を希望する農林漁家等であることの確認
必要書類等	<p>とくしま農林漁家民宿確認申請書 (添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役務の提供計画 2 「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」 3 農林漁家であることの証明資料 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人の場合(①～⑥のいずれか) <ol style="list-style-type: none"> ① 農業委員会の証明(耕作、所得証明等) ② 土地登記簿抄本(地目が山林又は保安林) ③ 森林組合の証明 ④ 漁業組合の証明 ⑤ 税務申告書の写し ⑥ その他(農林漁家であることが確認できる書類) (2) 法人の場合(①～④すべて) <ol style="list-style-type: none"> ① 法人の存在(登記簿謄本及び総会資料) ② 事業内容(定款又は規約等) ③ 構成員(農林漁家の確認) <ul style="list-style-type: none"> ・出資者名簿及び出資口数 ・構成員の活動日数等 ④ 意志決定(農林漁家の意思が反映されること) <ul style="list-style-type: none"> ・出資割合(有限会社、株式会社) ・農林漁業者の割合(農事組合法人など)
提 出 先	<p>(徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町) 徳島農林事務所 企画総務担当</p> <p>(阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町) 美波農林事務所 企画担当</p> <p>(美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町) 美馬農林事務所 食農・企画担当</p>

<注意事項>

※ 非農林漁家が開業する場合、「3 農林漁家であることの証明資料」は確認申請書別紙に記載する農林漁家の証明を添付します。

※ 開業後は、とくしま農林漁家民宿確認要綱第6条に基づき、「利用者数及び提供した役務の内容整理簿」を年1回提出(提出先は確認申請書と同じ。)する必要があります。

(前年4月1日(開業初年は開業日)から3月31日までの状況を4月30日までに報告。)

(2) 消防法

旅館業の営業許可申請を行う際には、許可申請書に管轄の消防本部（消防署）が交付する「消防法令適合通知書」を添付する必要がありますが、これは旅館（民宿等）の消防用設備等の設置や防火管理者の状況が消防法令の基準に適合しているかを確認するためのものです。

なお、「とくしま農林漁家民宿」として使用する建物が、「一般住宅」又は「旅館」のどちらの扱いとなるか、次ページの緩和措置を受けられるかどうかにより必要となる設備等が異なりますので、適合通知書を交付申請する際は、事前に管轄の消防本部（相談窓口一覧参照）へ御相談ください。

① 手続

目 的	「消防法令適合通知書」の取得 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条の規定による営業許可申請のため
必要書類等	消防法令適合通知書交付申請書（現地確認検査が実施される。）
申 請 先	管轄の消防本部（消防署） 申請手数料は不要

② 一般住宅扱いとなるかどうかの基準

表 3 で示すように、旅館と一般住宅では消防用設備等に大きな違いが生じます。

表 3 一般住宅扱いとなるかどうかの基準

1. 民宿等の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積より小さく、かつ、民宿等の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m ² 以下の場合	2. 民宿等の用途に供される部分の床面積の合計が、50 m ² を超える場合
<p style="text-align: center;">一般住宅扱い（規制対象外）</p> <p>ただし、住宅用火災警報器を全ての寝室（2階に寝室がある場合は2階の階段）に設置しなければなりません。</p>	<p style="text-align: center;">旅館扱い（規制対象）</p> <p>必要となる消防用設備等の例</p> <p>① 消火器（床面積 150 m²以上）</p> <p>② 自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備</p> <p>③ 誘導灯</p> <p>※じゅうたん、カーテン等は防災物品とする</p>

注）「消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについて」より

- ③ 農林漁家民宿業を営む場合の緩和措置
 (一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について)

平成 29 年 3 月 23 日付通知 (消防庁予防課長)

緩 和 後	緩 和 前
<p>従来、建物全体が一般住宅に使われていた家屋で農林漁業体験民宿をする場合、一定の要件を満たし、消防長又は消防署長が認めれば、誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を省略することが可能になりました。</p> <p><要件及び内容> 「誘導灯」及び「誘導標識」</p> <p>1 次の①又は②に該当すること。</p> <p>① 各客室から直接外部に容易に避難できること</p> <p>② 建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること</p> <p>2 民宿等の外に避難した者が、当該民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること</p> <p>3 民宿等の従業員が、その利用者に対して避難口等の案内を行う、利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、民宿等に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること</p> <p>「消防機関へ通知する火災報知設備」</p> <p>1 客室が10室以下</p> <p>2 消防機関へ常時通報することができる電話が、常時、人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容(火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること)が明示されていること</p>	<p>農林漁業体験民宿も通常の民宿と同様の消防用設備等の設置を義務づけられていました。</p>

表4 消防法上必要な設備等

消防 用設備等	区分 旅館業に該当 注該当部分のみ	規制緩和 特例該当	一般住宅 扱い
消火器具	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積 150 m²以上 地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が 50 m²以上 		設置義務なし
屋内消火栓設備	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積 700 m²以上 地階、無窓階又は4階以上の階で、床面積が 150 m²以上 		
自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 必要（延べ面積 300 m²未満等の要件を満たす場合、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能） 		
漏電火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> 特定の材料で造られた天井や壁等を有する 150 m²以上のもの 契約電流容量が 50 アンペアを超えるもの 		
消防機関へ通報する火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 延べ床面積が 500 m²以上のもの（消防機関から著しく離れた場所その他総務省令で定める場所にあるものは設置を要しない） 	設置を要しない	
非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> 収容人員が 20 人以上のもの 		
避難器具	<ul style="list-style-type: none"> 2階以上の階又は地階で、収容人員が 30 人以上のもの 3階以上の階のうち、当該階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階で、収容人員が 10 人以上のもの 		
誘導灯、誘導標識	<ul style="list-style-type: none"> 必要 	設置を要しない	
防災物品の使用	<ul style="list-style-type: none"> 必要(住宅部分に必要な場合もあり) 		使用義務なし
防火管理者の選任	<ul style="list-style-type: none"> 収容人員が 30 人以上のもの 		選任義務なし

注1) 上記以外の要件により、消防設備等が必要となる又は必要ではなくなる場合がある。

2) 地域の火災予防条例等により、届出等が必要となる場合がある。

<参考> 消防設備等解説

・ 消火器具

消火器は、窒息効果及び冷却効果等を利用して火災を初期のうちに抑圧し、被害を最小限に防止することを目的としており、最も手軽に使用し得るもの。また、簡易消火器具としては、水バケツ、乾燥砂等がある。

・ 屋内消火栓設備

屋内消火栓は、水源、消火栓ポンプ、配管、消火栓ボックス等からなり、火災発生時に消火栓の起動ボタンを押してポンプを起動させ、ボックス内のホースを用いて放水・消火するもの。

・ 自動火災報知設備

火災の初期段階で生ずる熱、煙又は炎の発生を感知し、その信号を受信機に表示するとともに警報を発するもの。関係者に対し、火災初期における避難誘導、初期消火、消防機関への通報を促すことを目的としている。

・ 漏電火災警報器

建物の漏洩電流を感知し、警報を発するもの。なお、漏洩電流は、鉄鋼入りの建材等を発熱させ、火災を発生させることがある。

・ 消防機関へ通報する火災報知設備

火災が発生した場合、手動起動装置を操作することにより消防機関を呼び出し、蓄積音声情報等により通報するとともに、通話を行うことができるもの。

・ 非常警報設備

火災を発見した際に、手動で操作することにより非常ベル（若しくはサイレン）を鳴動させ、火災を周囲に警報するもの。

・ 避難器具

火災の際に建物の中にいる人が屋外へ逃げるときに使用するはしご、救助袋等の器具。

・ 誘導灯、誘導標識

直接屋外に通じる出入口や避難方向を表示するもの。災害時でも最低限の明るさを確保し、安全かつ迅速に誘導することを目的としている。

・ 防災物品の使用

防災物品とは、一定以上の防災性能を有する製品で、カーテンやじゅうたん等がある。また、当該製品には必ず検定品である旨のマーク（防災ラベル）が付与されている。

・ 防火管理者の選任

防火管理者とは、建物において防火管理上の権限を有する者で、消防計画の作成、訓練の実施等を行う。講習を受講する必要があるほか、選任した場合には、消防署へ届け出る必要がある。

(3) 建築基準法

「とくしま農林漁家民宿」の開業に当たり、建物を新築・増築・改築・移転する場合、また、住宅の一部を民宿へ用途変更する場合（民宿部分が 200 ㎡超の場合（建築基準法第 6 条 1 項及び別表 1））は建築確認が必要です。

これまで建築基準法では、農林漁家民宿も一般の「旅館」として取り扱われ、施設基準も旅館並みの厳しいものに適合する必要がありました。しかし、一定の条件（下記参照）を満たした場合に限り、旅館とみなさず、住宅レベルの基準に適合すればよいことになりました。

また、浄化槽においても、建築基準法上の「旅館」に該当しない場合は、住宅用途面積による算定のみとなります。

「旅館業営業許可」を申請する前に、建築確認申請の必要性等について最寄りの建築基準法担当部署（相談窓口一覧参照）へ御相談ください。

注) 200 ㎡：客室、押入等及び共用部分（玄関、廊下、風呂、トイレ）の面積合計

① 手続

ア. 事前相談

「旅館業営業許可」を申請する前に、最寄りの建築基準法担当部署（相談窓口一覧参照）に、国の規制緩和の要件に該当するか相談してください。

建築確認が不要な場合でも、避難上支障がないかどうか、図面等により確認する必要がありますので、事前相談の段階で十分に相談してください。

イ. 建築確認申請が必要となる場合

事前相談の結果、建築確認が必要となった方は、建築確認申請を行い、「旅館営業許可」の申請の際に、「検査済証」を添付する必要があります。

注) 昭和 56 年に建築基準法の改正があり、そのときに耐震基準についての規定が変更されました。そのため、昭和 56 年以前に建築された建物の場合、現行の建築基準を満たしていない場合がありますので、宿泊客に安全に利用していただくためにも、耐震診断、耐震改修をおすすめします。

② 農林漁家民宿の規制緩和措置

（農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言））

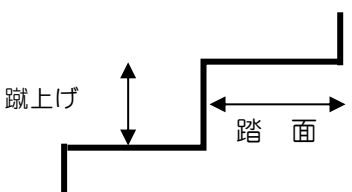
平成 17 年 1 月 17 日付通知（国土交通省住宅局建築指導課長）

緩和後	緩和前
<p>○次の要件を満たせば、住宅レベルの基準に適合すればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業者が経営すること ② 農山漁村余暇法に規定する農林漁業体験民宿業であること ③ 住宅の一部を農林漁家民宿業として利用すること ④ 客室の床面積の合計が 33 ㎡未満であること ⑤ 各客室から直接外部に容易に避難できる等、避難上支障がないと認められること 	<p>○農林漁家民宿（簡易宿泊所）は、建築基準法上「旅館」に該当するため、住宅を農林漁家民宿として利用する場合も旅館並みの防火・避難設備などが義務づけられていました。</p>

注) 客室の床面積の合計が 33 ㎡以上となった場合には、確認申請の要否にかかわらず、旅館の基準を満たす必要があります。

③ 旅館となった場合の基準

②の要件を満たさない場合は、建築基準法上の「旅館」として各種基準（下記参照）に適合する必要があります。

区 分	建築基準法上の措置基準
建築確認	用途変更により民宿部分が 200 m ² を超える場合に必要となります。
階段 (施行令第 23 条)	幅 75 cm 以上、蹴上 22 cm 以下、踏面 21 cm 以上 (住宅の場合：蹴上 23 cm 以下、踏面 15 cm 以上) <div style="text-align: center;">  <p>階段</p> <p>蹴上</p> <p>踏面</p> </div>
防火上主要な 間仕切壁 (施行令第 114 条第 2 項)	旅館用途部分については、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達している必要があります。 (住宅の場合は防火上主要な間仕切壁は適用されません。)
非常用の照明装置 (施行令第 126 条の 4)	居室、階段、通路等に非常用の照明装置の設置が必要となります。(住宅の場合は非常用の照明装置は適用されません)
換気に必要な開口 (法第 28 条第 2 項)	衛生確保のため換気に必要な開口は、床面積 1/20 以上が必要となります。

注) 住宅の一部を建築基準法上の「旅館」へ用途変更する場合の一般的な基準です (一部を抜粋)

④ 浄化槽

建築基準法上の「旅館」に該当しない場合は、住宅用途面積による算定のみとなります。

区 分	し尿浄化槽の処理人槽算定基準	図 示
1 住宅の一部を民宿として利用し、小規模（客室延床面積 33㎡未満）で避難上支障がないと認められた場合	一般住宅扱いとなり、建築基準法上の「旅館」としては扱われません。 注1) 住宅用途面積による算定となります。 住宅用途面積が 130㎡以下の場合 5（人） 住宅用途面積が 130㎡超の場合 7（人）	住宅 民宿 浄化槽
2 住宅と民宿が別棟であるが、1つの浄化槽を共用する場合 ※JIS 基準(JISA3302)による	住宅用途面積が 130㎡以下の場合 →処理人槽＝民宿の定員（人）＋5（人）	住宅 浄化槽 共用
	住宅用途面積が 130㎡超の場合 注3) →処理人槽＝民宿の定員（人）＋7（人）	民宿
3 民宿専用で浄化槽を用いる場合 ※JIS 基準(JISA3302)による	処理人槽＝民宿の定員（人）	民宿 浄化槽 民宿専用

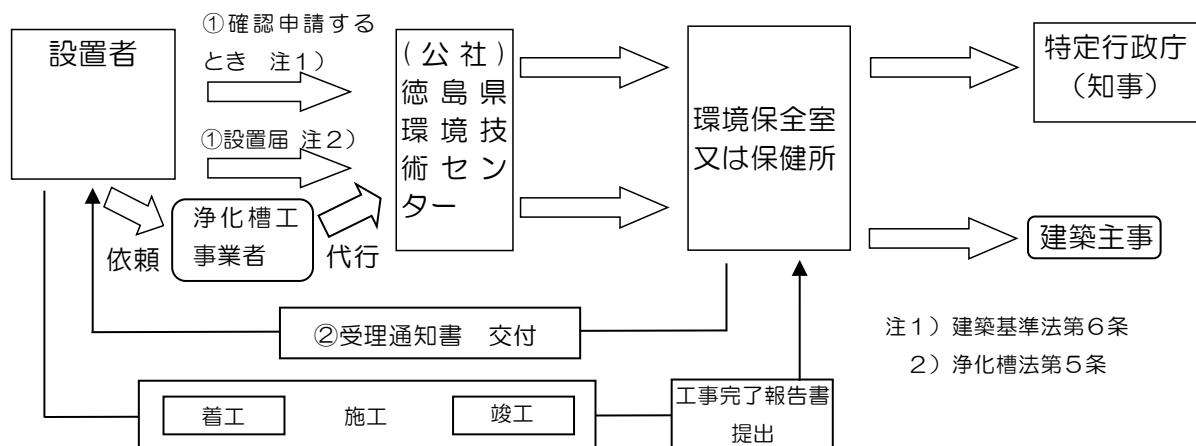
注1) 住宅用途面積は、住宅として使用しているすべての面積（2階がある場合は1階面積＋2階面積）

2) 平成 13年4月1日以降併処理浄化槽の設置が義務づけられておりますが、平成 13年3月31日以前に設置された単独処理浄化槽については、生活雑排水が未処理で公共用水域へ流されることとなりますので、水環境保全の観点から併処理浄化槽への転換をおすすめします。

3) 住宅用途面積が 180㎡以下で、実居住人員等の条件を満たす場合は、住宅部分に限り、人槽緩和が可能となるため、詳しくは所管の建築基準法担当へ御相談ください。

用途変更等により既存の浄化槽では処理が不可能となる場合等は、浄化槽の入替が必要となることがあります。

なお、浄化槽を新設する際は、設置等の手続が必要になります。（以下70-図参照）



注1) 建築基準法第6条
注2) 浄化槽法第5条

※詳しくは建築基準法担当部署又は（南部、西部）環境保全室、（徳島、吉野川）保健所へ御相談ください。

＜参考＞

建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

二～四 略

（居室の採光及び換気）

第二十八条

2 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従つて換気設備を設けた場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令（昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号）

（階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法）

第二十三条 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第二百十条又は第二百一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の蹴上げは二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。

（四）（一）から（三）までに掲げる階段以外のもの

（単位 センチメートル）

階段及びその踊場の幅	蹴上げの寸法	踏面の寸法
七五以上	二二以上	二一以上

（建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）

第百十四条

2 学校、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）、児童福祉施設等、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎又はマーケットの用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、第百十二条第二項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。

（設置）

第百二十六条の四 法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する特殊建築物の居室、階数が三以上で延べ面積が五百平方メートルを超える建築物の居室、第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積

が千平方メートルを超える建築物の居室及びこれらの居室から地上に通ずる廊下、階段その他の通路（採光上有効に直接外気に開放された通路を除く。）並びにこれらに類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分には、非常用の照明装置を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

- 一 一戸建の住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸
- 二 病院の病室、下宿の宿泊室又は寄宿舍の寝室その他これらに類する居室
- 三 学校等
- 四 避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものとして国土交通大臣が定めるもの

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項、第十二条の四第二項において同じ。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第十二条の四第二項、第五章、第四十八条第四項、第四十九条第一項及び第五十七条を除き、以下同じ。）及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

(4) 水質汚濁防止法

「とくしま農林漁家民宿」を開業する場合、既存の施設を使う場合であっても、水質汚濁防止法に基づき、「特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書」を提出する必要があります。民宿を行う場合、ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設が特定施設となります。

添付書類とともに「特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書」を環境担当部署（相談窓口一覧参照）に提出してください。なお、記載等において不明な点がある場合は、環境担当部署へ御相談ください。

① 手続

目的	水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届出
必要書類等	特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用・変更）届出書
提出先	環境担当部署（相談窓口一覧参照）

注) 事前に届け出る必要があります。なお、公共下水道に接続し、雨水も含めてすべて接続している（公共用水域への排水ゼロ）場合は、届出は不要です。

<参考>

水質汚濁防止法（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十八号）

（特定施設等の設置の届出）

第五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第五号を除く。）を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の設備
- 六 特定施設の使用の方法
- 七 汚水等の処理の方法
- 八 排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）
- 九 その他環境省令で定める事項

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号）

（特定施設）

第一条 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一（第一条関係）

六十六の三 旅館業（旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ ちゅう房施設
- ロ 洗濯施設
- ハ 入浴施設

(5) 旅館業法

「とくしま農林漁家民宿」を開業する場合は、旅館業法第3条による「旅館業営業許可」を取得する必要があります。民宿は主に簡易宿所営業に分類されますが、客室延床面積 33㎡未満でも開業できるよう全国的な緩和措置が講じられています。

記載等において不明な点がある場合は、旅館業法担当部署へ御相談ください。

① 手続

目的	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条の規定による旅館業営業許可の取得 旅館業法施行条例（昭和 57 年徳島県条例第 12 号） 旅館業法施行細則（昭和 57 年徳島県規則第 35 号）
必要書類等	旅館業許可申請書 （添付書類） 1 旅館業の施設の構造設備を明らかにした平面図及び立面図 2 旅館業の施設の設置場所の周囲おおむね 200mの区域内の見取図 （おおむね 100mの区域内に学校、保育所、博物館等がある場合は、その施設との距離を明示すること。） 3 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 （設立の登記を必要とする法人に限る。）
申請先	旅館業法、食品衛生法担当部署（相談窓口一覧参照）

② 農林漁業者が農林漁家民宿業を営む場合の緩和措置

（「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」の施行について）

平成 15 年 3 月 25 日付通知（厚生労働省健康局長）

緩和後	緩和前
農林漁家体験民宿業を営む施設については、簡易宿所営業の客室延床面積の基準は適用されません。	簡易宿所営業を営む場合、33㎡以上の客室面積が必要です。（通知当時）

<参考>

旅館業法

第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

旅館業法施行令	旅館業法施行条例
<p>第一条</p> <p>2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。（※）</p> <p>二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。</p> <p>三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。</p> <p>五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること</p> <p>六 適当な数の便所を有すること。</p> <p>七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。</p> <p>（※）農林漁業体験民宿業は、この基準は適用しない。 （旅館業法施行規則第5条第2項）</p>	<p>（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第十条</p> <p>政令第一条第二項第七号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（イにおいて「玄関帳場等」という。）が設けられていること。ただし、次の要件を満たす施設については、この限りではない。</p> <p>イ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</p> <p>ロ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p> <p>二 客室は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>イ 前条第一号に該当するものであること。</p> <p>ロ 多数人で共用しない客室が設けられている場合には、当該客室の床面積の合計は、全ての客室の床面積の合計の二分の一未満であること。</p> <p>三 入浴設備を必要とする営業の施設にあっては、前条第二号イから八までの要件を満たす浴室が設けられていること。</p> <p>四 洗面設備は、前条第三号に該当する共同用のものが設けられていること。</p> <p>五 便所は、前条第四号に該当する共同用のものが設けられていること。</p> <p>六 照明の設備は、前条第五号に該当するものであること。</p>

<参考>旅館業法、消防法及び建築基準法上の面積の考え方

区分		考 え 方
旅館業法	(簡易宿所) 客室の延床面積 33㎡未満	客室の面積 押入、床の間、簡単に移動できないタンス等の面積は除く
消防法	(施行令別表第1) 50㎡以下	民宿用途部分の床面積 客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。) + (共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積)
建築基準法	(第6条1項及び別表1) 200㎡超	旅館用途部分の床面積 客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。) + 共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積(按分しない)
	(技術的助言) 客室の床面積 33㎡未満	客室の面積 通常足を踏み入れない、押入、床の間の面積は除く。

注) H17.1.17 付け国住指第2496号 農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)

農林漁家民宿として使用する客室の床面積の計算(モデルケース)



- ① …専ら宿泊客のために利用される部分の面積(床の間、押入を含む。)
- ② …宿泊客のほか、住人も利用する共用部分の面積(玄関、廊下、トイレ、台所等)
- ③ …専ら住人が利用する部分の面積

※ とくしま農林漁家民宿の客室の床面積
① - (床の間 + 押入 + タンス) < 33㎡……(技術的助言の考えに準じる)

※ 消防法における一般住宅扱いの基準
① + (① / (① + ③) × ②) ≤ 50㎡……(消防法施行令別表第1)

※ 建築基準法の建築確認の判断
① + ② ≤ 200㎡……(法第6条1項及び別表1)

(6) 食品衛生法

「とくしま農林漁家民宿」で食事を提供する場合は、食品衛生法第 55 条の規定により、「飲食店営業許可」を取得する必要があります。素泊まり式、自炊式、郷土料理等体験式の場合は、「飲食店営業許可」は必要ありません。

「飲食店営業許可」が必要か否かの判断は、事前相談の段階で必ず保健所と相談の上で判断してください。なお、「とくしま農林漁家民宿」の場合は、徳島県独自の緩和措置があります。

記載等において不明な点がある場合は、食品衛生法担当部署へ御相談ください。

① 手続

目 的	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条に基づく飲食店営業許可の取得
必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1 営業許可申請書 2 施設の平面図 3 施設付近の地図 4 食品衛生責任者の資格を証する書類 5 飲用に適する水であることを証する書類 (水道水以外を使用する場合) 6 申請手数料 飲食店営業 18,000 円 7 申請者である個人又は法人の確認ができるもの (添付の必要はありません) 個人の場合：マイナンバーカード、運転免許証、保険証等 法人の場合：定款、登記事項証明書（写し）
申 請 先	旅館業法、食品衛生法担当部署（相談窓口一覧参照）

② 農林漁業者が農林漁家民宿業を営む場合の徳島県独自の緩和措置

（農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて）

平成 17 年 7 月 21 日付通知（厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長）

この通知を受けて、徳島県では次のとおり独自の緩和措置を講じております。

（食品衛生法施行条例（平成 12 年徳島県条例第 27 号）第 3 条に基づく措置）

緩 和 後	緩 和 前
<ol style="list-style-type: none"> ① 調理施設において従事者（家族を含む）の食事をすることも可能。 ② 客室と調理場との区画は必要としない。 ③ 流水式洗浄設備は 1 槽でも可能。 ④ 洗面設備があれば、客の手洗い用及び便所用手洗い設備は必要としない。 ⑤ 調理場の床・内壁の材質は、清掃しやすい構造であれば材質を問わない。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 調理施設は、営業専用のものとする。 ② 客室と区画された調理場であること。 ③ 飲食店営業(民宿)では流水式洗浄設備が 2 槽以上必要。 ④ 客の手洗い用、便用手洗い設備がそれぞれ必要。 ⑤ 調理場の床・内壁の材質は不浸透性材料等であること。

<参考>

流水式洗浄設備とは、食材及び食器・器具類の洗浄に使用するための設備であり、手洗い設備とは異なります。食品衛生の基本である手洗いを行うための手洗い設備との兼用はできませんので、流水式洗浄設備と手洗い設備はそれぞれ設置する必要があります。

流水式手洗い設備の水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造（センサー式、足踏み式、レバー式蛇口等）とします。



<参考>

食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）

第 66 条の2 法第 51 条第 1 項第 1 号（法第 68 条第 3 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第 17 のとおりとする。

2 法第 51 条第 1 項第 2 号（法第 68 条第 3 項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第 18 のとおりとする。

3 営業者は、法第 51 条第 2 項（法第 68 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、前二項の基準に従い、次に定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

一 食品衛生上の危害の発生の防止のため、施設の衛生管理及び食品又は添加物の取扱い等に関する計画（以下「衛生管理計画」という。）を作成し、食品又は添加物を取り扱う者及び関係者に周知徹底を図ること。

二 施設設備、機械器具の構造及び材質並びに食品の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程を考慮し、これらの工程において公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書（以下「手順書」という。）を必要に応じて作成すること。

三 衛生管理の実施状況を記録し、保存すること。なお、記録の保存期間は、取り扱う食品又は添加物が使用され、又は消費されるまでの期間を踏まえ、合理的に設定すること。

四 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。

4 （略）

別表第 17（第 66 条の 2 第 1 項関係）

一 食品衛生責任者等の選任

イ 法第 51 条第 1 項に規定する営業を行う者（法第 68 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この表において「営業者」という。）は、食品衛生責任者を定めること。ただし、第 66 条の 2 第 4 項各号に規定する営業者についてはこの限りではない。なお、法第 48 条に規定する食品衛生管理者は、食品衛生責任者を兼ねることができる。

ロ 食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第 30 条に規定する食品衛生監視員又は法第 48 条に規定する食品衛生管理者の資格要件を満たす者

(2) 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 7 条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第 10 条に規定する作業衛生責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 12 条に規定する食鳥処理衛生管理者

(3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

- ハ 食品衛生責任者は次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること（法第54条の営業（法第68条第3項において準用する場合を含む。）に限る。）。
 - (2) 営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- ニ 営業者は、食品衛生責任者の意見を尊重すること。
- ホ 食品衛生責任者は、第66条の2第3項に規定された措置の遵守のために、必要な注意を行うとともに、営業者に対し必要な意見を述べるよう努めること。
- ヘ ふぐを処理する営業者にあつては、ふぐの種類の見分けに関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者にふぐを処理させ、又はその者の立会いの下に他の者にふぐを処理させなければならない。
- 二 施設の衛生管理
 - イ 施設及びその周辺を定期的に清掃し、施設の稼働中は食品衛生上の危害の発生を防止するよう清潔な状態を維持すること。
 - ロ 食品又は添加物を製造し、加工し、調理し、貯蔵し、又は販売する場所に不必要な物品等を置かないこと。
 - ハ 施設の内壁、天井及び床を清潔に維持すること。
 - ニ 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じて適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
 - ホ 窓及び出入口は、原則として開放したままにしないこと。開放したままの状態にする場合にあつては、じん埃、ねずみ及び昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
 - ヘ 排水溝は、固形物の流入を防ぎ、排水が適切に行われるよう清掃し、破損した場合速やかに補修を行うこと。
 - ト 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
 - チ 食品又は添加物を取り扱い、又は保存する区域において動物を飼育しないこと。
- 三 設備等の衛生管理
 - イ 衛生保持のため、機械器具は、その目的に応じて適切に使用すること。
 - ロ 機械器具及びその部品は、金属片、異物又は化学物質等の食品又は添加物への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、適切に使用できるよう整備しておくこと。
 - ハ 機械器具及びその部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、洗剤を適切な方法により使用すること。
 - ニ 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置にあつては、その機能を定期的に点検し、点検の結果を記録すること。
 - ホ 器具、清掃用機材及び保護具等食品又は添加物と接触するおそれのあるものは、汚染又は作業終了の都度熱湯、蒸気又は消毒剤等で消毒し、乾燥させること。
 - ヘ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、取扱いに十分注意するとともに、必要に応じてそれらを入れる容器包装に内容物の名称を表示する等食品又は添加物への混入を防止すること。
 - ト 施設設備の清掃用機材は、目的に応じて適切に使用するとともに、使用の都度洗浄し、乾燥させ、所定の場所に保管すること。
 - チ 手洗設備は、石けん、ペーパータオル等及び消毒剤を備え、手指の洗浄及び乾燥が適切に行うことができる状態を維持すること。
 - リ 洗浄設備は、清潔に保つこと。
 - 又 都道府県等の確認を受けて手洗設備及び洗浄設備を兼用する場合にあつては、汚染の都度洗浄を行うこと。
 - ル 食品の放射線照射業にあつては、営業日ごとに一回以上化学線量計を用いて吸収線量を確認し、その結果の記録を二年間保存すること。

四 使用水等の管理

- イ 食品又は添加物を製造し、加工し、又は調理するとき使用する水は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水（別表第19第3号へにおいて「水道事業等により供給される水」という。）又は飲用に適する水であること。ただし、冷却その他食品又は添加物の安全性に影響を及ぼさない工程における使用については、この限りではない。
- ロ 飲用に適する水を使用する場合にあつては、一年一回以上水質検査を行い、成績書を一年間（取り扱う食品又は添加物が使用され、又は消費されるまでの期間が一年以上の場合は、当該期間）保存すること。ただし、不慮の災害により水源等が汚染されたおそれがある場合にはその都度水質検査を行うこと。
- ハ ロの検査の結果、イの条件を満たさないことが明らかとなつた場合は、直ちに使用を中止すること。
- ニ 貯水槽を使用する場合は、貯水槽を定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- ホ 飲用に適する水を使用する場合で殺菌装置又は浄水装置を設置している場合には、装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、その結果を記録すること。
- ヘ 食品に直接触れる氷は、適切に管理された給水設備によつて供給されたイの条件を満たす水から作ること。また、氷は衛生的に取り扱い、保存すること。
- ト 使用した水を再利用する場合にあつては、食品又は添加物の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこと。

五 ねずみ及び昆虫対策

- イ 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことができる状態を維持し、ねずみ及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ及び排水溝の蓋等の設置により、ねずみ及び昆虫の施設内への侵入を防止すること。
- ロ 一年に二回以上、ねずみ及び昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を一年間保存すること。ただし、ねずみ及び昆虫の発生場所、生息場所及び侵入経路並びに被害の状況に関して、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講ずる等により、その目的が達成できる方法であれば、当該施設の状況に応じた方法及び頻度で実施することができる。
- ハ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品又は添加物を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- ニ ねずみ及び昆虫による汚染防止のため、原材料、製品及び包装資材等は容器に入れ、床及び壁から離して保存すること。一度開封したものについては、蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じて保存すること。

六 廃棄物及び排水の取扱い

- イ 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、手順を定めること。
- ロ 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないように清潔にしておくこと。
- ハ 廃棄物は、食品衛生上の危害の発生を防止することができるものと認められる場合を除き、食品又は添加物を取り扱い、又は保存する区域（隣接する区域を含む。）に保管しないこと。
- ニ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理を行うことができる場所とすること。
- ホ 廃棄物及び排水の処理を適切に行うこと。

七 食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理

- イ 食品又は添加物を取り扱う者（以下「食品等取扱者」という。）の健康診断は、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な健康状態の把握を目的として行うこと。
- ロ 都道府県知事等から食品等取扱者について検便を受けるべき旨の指示があつたときには、食品等取扱者に検便を受けるよう指示すること。
- ハ 食品等取扱者が次の症状を呈している場合は、その症状の詳細の把握に努め、当

該症状が医師による診察及び食品又は添加物を取り扱う作業の中止を必要とするものか判断すること。

- (1) 黄疸
- (2) 下痢
- (3) 腹痛
- (4) 発熱
- (5) 皮膚の化膿性疾患等
- (6) 耳、目又は鼻からの分泌（感染性の疾患等に感染するおそれがあるものに限る。）
- (7) 吐き気及びおう吐

二 皮膚に外傷がある者を従事させる際には、当該部位を耐水性のある被覆材で覆うこと。また、おう吐物等により汚染された可能性のある食品又は添加物は廃棄すること。施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

ホ 食品等取扱者は、食品又は添加物を取り扱う作業に従事するときは、目的に応じた専用の作業着を着用し、並びに必要に応じて帽子及びマスクを着用すること。また、作業場内では専用の履物を用いるとともに、作業場内で使用する履物を着用したまま所定の場所から出ないこと。

ハ 食品等取扱者は、手洗いの妨げとなる及び異物混入の原因となるおそれのある装飾品等を食品等を取り扱う施設内に持ち込まないこと。

ト 食品等取扱者は、手袋を使用する場合は、原材料等に直接接触する部分が耐水性のある素材のものを原則として使用すること。

チ 食品等取扱者は、爪を短く切るとともに手洗いを実施し、食品衛生上の危害を発生させないよう手指を清潔にすること。

リ 食品等取扱者は、用便又は生鮮の原材料若しくは加熱前の原材料を取り扱う作業を終えたときは、十分に手指の洗浄及び消毒を行うこと。なお、使い捨て手袋を使用して生鮮の原材料又は加熱前の原材料を取り扱う場合にあっては、作業後に手袋を交換すること。

又 食品等取扱者は、食品又は添加物の取扱いに当たって、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品又は添加物を取り扱う間は次の事項を行わないこと。

- (1) 手指又は器具若しくは容器包装を不必要に汚染させるようなこと。
- (2) 痰又は唾を吐くこと。
- (3) くしゃみ又は咳の飛沫を食品又は添加物に混入し、又はそのおそれを生じさせること。

ル 食品等取扱者は所定の場所以外での着替え、喫煙及び飲食を行わないこと。

ヲ 食品等取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、清潔な専用の作業着に着替えさせ、本項で示した食品等取扱者の衛生管理の規定に従わせること。

八 検食の実施

イ 同一の食品を一回 300 食又は一日 750 食以上調理し、提供する営業者にあつては、原材料及び調理済の食品ごとに適切な期間保存すること。なお、原材料は、洗浄殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

ロ イの場合、調理した食品の提供先、提供時刻（調理した食品を運送し、提供する場合にあっては、当該食品を搬出した時刻）及び提供した数量を記録し保存すること。

九 情報の提供

イ 営業者は、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売する食品又は添加物（以下この表において「製品」という。）について、消費者が安全に喫食するために必要な情報を消費者に提供するよう努めること。

ロ 営業者は、製品に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたもの）に限る。以下

この号において同じ。)及び法に違反する情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。

ハ 営業者は、製品について、消費者及び製品を取り扱う者から異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合は、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。

十 回収・廃棄

イ 営業者は、製品に起因する食品衛生上の危害又は危害のおそれが発生した場合は、消費者への健康被害を未然に防止する観点から、当該食品又は添加物を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、消費者への注意喚起の方法、具体的な回収の方法及び当該食品又は添加物を取り扱う施設の所在する地域を管轄する都道府県知事等への報告の手順を定めておくこと。

ロ 製品を回収する場合にあつては、回収の対象ではない製品と区分して回収したものを保管し、適切に廃棄等を行うこと。

十一 運搬

イ 食品又は添加物の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品、添加物又はこれらの容器包装を汚染しないよう必要に応じて洗浄及び消毒を行うこと。

ロ 車両、コンテナ等は、清潔な状態を維持するとともに、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。

ハ 食品又は添加物及び食品又は添加物以外の貨物を混載する場合は、食品又は添加物以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品又は添加物を適切な容器に入れる等区分すること。

ニ 運搬中の食品又は添加物がじん埃及び排気ガス等に汚染されないよう管理すること。

ホ 品目が異なる食品又は添加物及び食品又は添加物以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。

ヘ ばら積みの食品又は添加物にあつては、必要に応じて食品又は添加物専用の車両、コンテナ等を使用し、食品又は添加物の専用であることを明示すること。

ト 運搬中の温度及び湿度の管理に注意すること。

チ 運搬中の温度及び湿度を踏まえた配送時間を設定し、所定の配送時間を超えないよう適切に管理すること。

リ 調理された食品を配送し、提供する場合にあつては、飲食に供されるまでの時間を考慮し、適切に管理すること。

十二 販売

イ 販売量を見込んで適切な量を仕入れること。

ロ 直接日光にさらす等不適切な温度で販売したりすることのないよう管理すること。

十三 教育訓練

イ 食品等取扱者に対して、衛生管理に必要な教育を実施すること。

ロ 化学物質を取り扱う者に対して、使用する化学物質を安全に取り扱うことができるよう教育訓練を実施すること。

ハ イ及びロの教育訓練の効果について定期的に検証を行い、必要に応じて教育内容の見直しを行うこと。

十四 その他

イ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品又は添加物に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

ロ 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合には、その記録を保存するよう努めること。

別表第 18（第 66 条の 2 第 2 項関係）

一 危害要因の分析

食品又は添加物の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程ごとに、食品衛生上の危害を発生させ得る要因（以下この表において「危害要因」という。）の一覧表を作成し、これらの危害要因を管理するための措置（以下この表において「管理措置」という。）を定めること。

二 重要管理点の決定

前号で特定された危害要因につき、その発生を防止し、排除し、又は許容できる水準にまで低減するために管理措置を講ずることが不可欠な工程（以下この表において「重要管理点」という。）を決定すること。

三 管理基準の設定

個々の重要管理点における危害要因につき、その発生を防止し、排除し、又は許容できる水準にまで低減するための基準（以下この表において「管理基準」という。）を設定すること。

四 モニタリング方法の設定

重要管理点の管理について、連続的な又は相当の頻度による実施状況の把握（以下この表において「モニタリング」という。）をするための方法を設定すること。

五 改善措置の設定

個々の重要管理点において、モニタリングの結果、管理基準を逸脱したことが判明した場合の改善措置を設定すること。

六 検証方法の設定

前各号に規定する措置の内容の効果を、定期的に検証するための手順を定めること。

七 記録の作成

営業の規模や業態に応じて、前各号に規定する措置の内容に関する書面とその実施の記録を作成すること。

八 令第 34 条の 2 に規定する営業者

令第 34 条の 2 に規定する営業者（第 66 条の 4 第 2 号に規定する規模の添加物を製造する営業者を含む。）にあつては、その取り扱う食品の特性又は営業の規模に応じ、前各号に掲げる事項を簡略化して公衆衛生上必要な措置を行うことができる。

(7) その他の関係法令等

① 自然公園法、徳島県立自然公園条例、徳島県自然環境保全条例

自然公園区域及び自然環境保全地域において、次のような行為を行おうとする場合は、許可又は届出が必要になります。

詳しくは、サステナブル社会推進課（電話 088-621-2263）へお問い合わせください。

- ア 建物の新築、増改築
- イ 広告物の掲示、設置、表示
- ウ 木竹の伐採 など

自然公園等一覧表

公園名	特別保護地区	特別地域	普通地域	関係市町村
瀬戸内海国立公園		○	○	鳴門市
剣山国立公園		○	○	美馬市、三好市、那賀町、つるぎ町、東みよし町
室戸阿南海岸国立公園	○	○	○	阿南市、牟岐町、美波町、海陽町
阿波大島海中公園地区	○			牟岐町
阿波竹ヶ島海域公園地区	○			海陽町
箬 蔵県立自然公園			○	三好市、東みよし町
土柱高越 //		○	○	吉野川市、阿波市、美馬市
大 麻 山 //			○	鳴門市
東 山 溪 //		○	○	徳島市、阿南市、勝浦町、佐那河内村、那賀町
中部山溪 //		○	○	上勝町、神山町、那賀町、海陽町
奥宮川内谷 //			○	阿波市
地域名		特別地区	普通地区	関係市町村
高丸山県自然環境保全地域		○	○	上勝町
野鹿池山県自然環境保全地域		○	○	三好市

特別保護地区……許可

特別地域……許可
特別地区

普通地域……届出
普通地区

② 都市計画法

特に市街化調整区域に指定されている地域では、原則、農林漁家民宿を開業することはできません。（建築基準法上の住宅扱いとなるものは除く。要件は（3）建築基準法を参照。）

詳しくは、県の建築基準法担当部署、徳島市建築指導課（088-621-5029）にお問い合わせください。

- ③ 農業振興地域の整備に関する法律、農地法
農林漁家民宿の開業に当たり、農地の権利を取得する場合や農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法に基づく許可が必要になります。
また、当該農地が農業振興地域の農用地区域内の土地である場合は、農地法に基づく許可に先立って、当該区域からの除外が必要になります。
詳しくは、市町村の農林水産（産業）担当課又は農業委員会にお問い合わせください。
- ④ 森林法
農林漁家民宿の開業に当たり、山林（保安林を除く）の立木を伐採する場合には、あらかじめ市町村長への届出が必要です。詳しくは市町村にお問い合わせください。
また、保安林に指定されている土地については、制限を受けることがあるため、県森林土木・保全課（電話 088-621-2450）並びに農林事務所の林業振興担当（又は林務担当）にお問い合わせください。
- ⑤ 景観法
農林漁家民宿を営む場所によって、制限を受けることがあります。
詳しくは、県都市計画課（電話 088-621-2568）、市町村（徳島市、美馬市、三好市、上勝町、神山町、那賀町）にお問い合わせください。
- ⑥ 徳島県屋外広告物条例
農林漁家民宿の開業に当たり、自家用広告物や案内誘導看板の設置については、許可が必要な地域や広告の大きさにより許可が必要な場合があります。
詳しくは、県都市計画課（電話 088-621-2568）にお問い合わせください。

第4章 「とくしま農林漁家民宿」の開業におけるその他の緩和措置

4-1 農林漁家民宿が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化 (宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について)

平成 15 年 3 月 28 日付通知 (自動車交通局旅客課長)

緩和後	緩和前
<p>農林漁家民宿が、宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題はないことが明確化されました。</p> <p>注) ただし、送迎に係る料金を徴収したり、送迎を利用する客と利用しない客との間に宿泊料金に差を付けたりする場合は、道路運送法の営業許可の対象となります。</p>	<p>宿泊者に対する送迎が「白タク営業(営業許可を持たずにタクシー業務を行うこと)」に相当するのではないかとの指摘がありました。</p>

4-2 農家民宿が行う農林漁業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化 (農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について)

平成 15 年 3 月 20 日付通知 (国土交通省総合政策局観光部旅行振興課長)

緩和後	緩和前
<p>農家民宿自らが、運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しないことが明確化されました。</p>	<p>運送・宿泊サービスに農林漁業体験を付加し販売・広告することは旅行業法に抵触するのではないかとの指摘がありました。</p>

4-3 農業生産法人の業務に民宿経営等を追加

農地法【平成 17 年 9 月 1 日より全国展開】

緩和後	緩和前
<p>農地所有適格法人が実施する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設(農作業の体験のための施設や体験者が宿泊するための施設)の設置運営が農業関連事業に追加されました。</p>	<p>民宿経営は農業生産法人(現:農地所有適格法人)が実施する農業関連事業の範囲外でした。</p> <p>(農業関連事業の範囲:農畜産物の貯蔵・運搬又は販売、資材製造、農作業受託)</p>

4-4 農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大

余暇法【平成 17 年 12 月 1 日付施行】

緩和後	緩和前
<p>宿泊施設（一般の民宿・旅館など）が、地域の農林漁業者と連携して農林漁業体験サービスを提供する場合も農林漁業体験民宿として登録することが可能となりました。</p>	<p>農林漁業体験民宿業に登録できるのは、経営者が農林漁業者又はその組織する団体に限定していました。</p>

4-5 自家製梅酒等の提供に関する特例

酒税法【平成 20 年 4 月 30 日付施行】

緩和後	緩和前
<p>『酒場、料理店等を営む方については、一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場において自家製梅酒等を提供することができる。』特例措置が設けられました。</p> <p>注) 税務署の通知参考</p>	<p>酒類に他の物品を混和する場合には、原則として新たな酒類を製造したものとみなされ酒類の製造免許が必要。</p> <p>なお、消費の直前に混和する場合や消費者が自己の消費のために混和する場合は、製造免許が不要とされていた。</p>

租税特別措置法（酒税関係）の改正について （酒場、料理店等の皆様へ）

平成20年4月30日より、

『酒場、料理店等を営む方については、一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場において自家製梅酒等を提供することができる。』特例措置が設けられました。

(注) 酒類に他の物品を混和する場合には、原則として新たな酒類を製造したものとみなされ酒類の製造免許が必要ですが、平成20年度税制改正において特例措置が新たに設けられました。なお、消費の直前に混和する場合や消費者が自己の消費のために混和する場合等は、以前から例外的に新たな酒類の製造とみなされず製造免許が不要とされています。

▶ 特例措置の適用を受けることができる方

「酒場、料理店等酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する業」を営んでいる方。

(注) 酒場、料理店のほか、例えば、民宿、旅館、飲食店等が含まれます。

▶ 特例措置の適用要件

- ・ 酒場、料理店等の自己の営業場において飲用に供することを目的とすること。
- ・ 飲用に供する営業場内において混和を行うこと。
- ・ 一定の蒸留酒類とその他の物品の混和であること。

(注) 1 特例の対象は混和した営業場内において飲用に供する場合に限られます。したがって、例えば、テイクアウト品やお土産品などで営業場以外の場所において飲用されることとなる譲り渡し（有償、無償を問いません。）や混和した営業場以外の営業場で飲用に供することはできません。

2 酒類製造者が、酒類製造場において混和を行う場合は特例措置の対象となりません。

▶ 混和に使用できる酒類と物品の範囲

混和に使用できる「酒類」と「物品」は次表に記載のものに限られます。また、混和後、アルコール分1度以上の発酵がないものに限られます。

使用できる酒類	使用できる物品
蒸留酒類でアルコール分20度以上のもので、かつ、酒税が課税済みのもの 【蒸留酒類の品目】 <ul style="list-style-type: none">・ 連続式蒸留しょうちゅう・ 単式蒸留しょうちゅう・ ウイスキー・ ブランデー・ スピリッツ・ 原料用アルコール (注) 使用できる酒類は蒸留酒類に限られますので、清酒、みりん等を使用することはできません。	糖類や梅のほか次の「使用が禁止される物品」以外のもの 【使用が禁止される物品】 <ul style="list-style-type: none">・ 米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ若しくはでんぷん又はこれらのこうじ・ ぶどう（やまぶどうを含む。）・ アミノ酸若しくはその塩類、ビタミン類、核酸分解物若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす・ 酒類

▶ 年間の混和に使用できる酒類の数量の上限

混和に使用できる蒸留酒類の数量は、営業場ごとに年間（4月1日から翌年3月31日の間）1kℓ以内に限られます。

(注) 混和に使用する蒸留酒類の数量には、例えば、カクテル等の消費の直前に混和された数量は含まれません。

▶ 混和に当たって必要な手続等

・ 開始申告書の提出

新たに混和しようとする場合には、混和を開始する日の前日までに営業場の所在地を所轄する税務署長に対して「特例適用混和の開始申告書」を提出する必要があります。

また、混和を1年以上休止する場合又は終了する場合にも申告を行う必要があります。

(注) 経過措置として平成20年4月30日から平成20年7月29日までの間に混和を開始する場合は、平成20年7月29日までに開始申告書を提出してください。

【特例適用混和の開始申告書の記載例】

特例適用混和の開始・休止・終了申告書

不要文字を抹消してください

平成〇〇年〇月〇日 収受印	(住所) 〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 (氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな) まるまる 〇〇株式会社 まるまる たるう 代表取締役 〇〇 太郎	(電話) 03-〇〇〇〇局 〇〇〇〇番 法人の場合は代表者印を 押印します。
営業場を所轄する 税務署長名 麹町税務署長 殿	申告者 ふりがなを忘れずに	

租税特別措置法第87条の8及び租税特別措置法施行令第46条の8の2の規定により下記のとおり申告します。

記

営業場の所在地及び名称	東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号 居酒屋〇〇 大手町店 電話 03-(△△△△)-△△△△
混和の開始年月日	平成 〇〇 年 〇 月 × 日
混和を休止しようとする期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
混和の終了年月日	平成 年 月 日
混和の方法	連続式蒸留しょうちゅうに梅の実及び氷砂糖を加える。

混和の方法について、具体的に記入してください。

・ 混和に関する記帳

混和に使用した蒸留酒類の月ごとの数量を帳簿に記載する必要があります。

(例) 平成20年度の混和の事績は次のとおり。

- 1 平成20年6月2日に連続式蒸留しょうちゅう10リットルに梅の実と氷砂糖を加えた。
- 2 平成20年6月20日にブランデー10リットルにレモンと氷砂糖を加えた。
- 3 平成20年10月4日に単式蒸留しょうちゅう10リットルにかりんの実と氷砂糖を加えた。
- 4 平成20年10月30日に連続式蒸留しょうちゅう20リットルに柿の実を加えた。

【特例適用混和に係る記帳の例】

混和年月	数量 (ℓ)
平成20年6月	20
平成20年10月	30
平成20年度計	50

更に詳しい説明が必要な方は、税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。

4-6 構造改革特区における規制緩和

都市との交流やグリーンツーリズムの推進に関する特区が、全国各地で認定されており、例えば酒税法の緩和が認められる「農家民宿等による濁酒の製造事業の特区」（どぶろく特区）などがあります。

<参考>

「農家民宿等による濁酒の製造事業の特区」（どぶろく特区）
 （酒税法【構造改革特別区域法は平成 15 年 4 月 1 日より施行】）

特区以外	製造量が6klに達しない場合、雑酒（濁酒）製造免許を受けることができない。
特区	農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した農産物を主原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に当たって、最低製造数量基準（6kl）を適用しない。

吉野川市と吉野川市美郷商工会が申請した、「自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区」（梅酒の製造免許に係る要件緩和）は、平成 20 年 7 月 9 日に認定されました。

また、平成 20 年 5 月 14 日に成立した「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」より、次のように酒税法の緩和がなされており、今後、これらを使った特区の申請がなされるものと考えられます。

- ① 構造改革特別区域内において農林漁業体験民宿業等を営む農業者が自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため果実酒の製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。
- ② 構造改革特別区域内において地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げる（果実酒：年間6kl→kl、リキュール：年間6kl→1kl）こととする。

4-7 農林漁業者以外の者が農林漁業体験民宿業を営む場合の客室延床面積基準

（旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について）

平成 28 年 3 月 31 日付通知（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長）

緩和後	緩和前
農林漁業者以外の者がその居宅において農林漁業体験民宿業を営む場合にも、簡易宿所営業の客室延床面積基準が適用されないこととなりました。	農林漁業体験民宿業で簡易宿所営業の客室延床面積基準（33㎡以上）が適用されないのは、農林漁業者が営む場合のみでした。

「とくしま農林漁家民宿」確認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「とくしま農林漁家民宿」の開業を促進するため、農林漁業者等が営もうとする民宿がこれに該当するか否かの確認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「とくしま農林漁家民宿」とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿であって、別表第1の基準に該当する施設をいう。

(確認の申請)

第3条 「とくしま農林漁家民宿」を営業しようとする者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る許可申請前に、「とくしま農林漁家民宿」確認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、当該「とくしま農林漁家民宿」の所在地を所轄する農林事務所長（以下「農林事務所長」という。）に提出するものとする。

なお、その所在地が「分散型農林漁家民宿の実現」を事業内容とする徳島版地方創生特区（以下「特区」という。）の場合は、当該申請書は所轄市町村長に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、様式第12号により農林事務所長に進達するものとする。

- (1) 役務の提供計画（様式第2号）
- (2) 「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」（様式第3号）
- (3) 農林漁家であることの証明資料

(確認等)

第4条 前条の申請書の提出又は進達を受けた農林事務所長は、当該申請書の内容を審査し、「とくしま農林漁家民宿」に該当すると判断したときは、申請書の提出を受けた場合においては、「とくしま農林漁家民宿」確認書（様式第4号）を確認申請者に交付し、進達を受けた場合においては、同様式を様式第13号により所轄市町村長に送付するとともに、当該「とくしま農林漁家民宿」の所在地を所轄する徳島県保健所の長（以下「保健所長」という。）に、その旨を通知するものとする。

なお、審査の結果、「とくしま農林漁家民宿」と認められないときは、様式第5号により確認結果を確認申請者に通知するものとする。ただし、申請書の進達を受けた場合においては、同様式を様式第13号により所轄市町村長に送付するものとする。

- 2 前項の審査は、別表第2により行うものとする。
- 3 当該「とくしま農林漁家民宿」の所在地が特区の場合は、所轄市町村長は別表第1の他、「とくしま農林漁家民宿」の普及促進に必要な品質や仕様を確保するための事項を定めるものとする。
- 4 第1項の確認書の交付を受けた者（以下「開設者」という。）は、保健所長に旅館業法及び食品衛生法等に係る許可を申請する際に、当該確認書の写しを提出するものとする。

(確認の変更等)

第5条 開設者は、申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに「とくしま農林漁家民宿」変更確認申請書（様式第6号）を農林事務所長に提出するものとする。なお、その所在地が特区の場合、申請書は所轄市町村長へ提出するものとし、提出

を受けた市町村長は、様式第 12 号により農林事務所長に進達するものとする。

- 2 農林事務所長は、前項による申請を受理したときは、内容について審査し、変更が認められるときは「とくしま農林漁家民宿」変更確認書（様式第 7 号）により、変更が認められないときは様式第 8 号により、申請者に対して通知するものとする。ただし、進達を受けた場合においては、同様式を様式第 13 号により所轄市町村長に送付するものとする。
- 3 開設者は、「とくしま農林漁家民宿」を廃業するときは、速やかに「とくしま農林漁家民宿」廃業届（様式第 9 号）を農林事務所長に提出するものとする。なお、その所在地が特区の場合、廃業届は所轄市町村長へ提出するものとし、提出を受けた市町村長は、様式第 12 号により農林事務所長に進達するものとする。

（確認の取消し）

- 第 6 条 農林事務所長は、確認を受けた「とくしま農林漁家民宿」が、当該確認に係る要件を満たさなくなったとき又は次条に規定する「とくしま農林漁家民宿」営業者の責務が守られていないときは、当該確認を取り消すことができるものとする。
- 2 前項の規定により確認を取り消したときは、開設者に対し、様式第 10 号により通知するとともに、保健所長にその旨を通知するものとする。なお、その所在地が特区の場合は、所轄市町村長及び保健所長に取り消した旨を通知し、これを受けた市町村長は開設者にその旨を通知するものとする。

（「とくしま農林漁家民宿」営業者の遵守事項）

第 7 条

「とくしま農林漁家民宿」を営業する者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者数等について、前年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間（営業開始年にあっては、営業開始日から 3 月 31 日までの間））の状況を、様式第 11 号により農林事務所長へ毎年 4 月 30 日までに報告すること。
なお、その所在地が特区の場合は、同様式により所轄市町村長へ毎年 4 月 30 日までに報告することとし、報告を受けた市町村長は農林事務所長に進達すること。
- (2) 施設の適正管理はもとより、宿泊及び体験時等における事故防止措置、事故発生など緊急時の体制整備、利用者の損害を補償する保険への加入など、対応に万全を期すること。
- (3) 農林水産物の加工及び調理体験を提供する場合、地域の農林水産物の積極的な活用を図ること。
- (4) 農山漁村滞在型余暇活動として提供しようとする役務の内容及び料金を利用者に明示すること。
- (5) 衛生管理等に関する事項について、県等が実施する研修を毎年 1 回以上受講すること。
- (6) 関係法令を遵守するとともに、県及び市町村の指導に従うこと。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、「とくしま農林漁家民宿」の確認に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

「とくしま農林漁家民宿」の基準

1	経営主体	次のいずれかに該当する者とする。 （1）農林漁家 （2）農林漁家が主体的に組織及び運営する団体 （3）農林漁家以外の者（開業にあたって地域内の農林漁家と連携する個人に限る。）。
2	規模	客室床面積が 33 m ² 未満であること。
3	定員	10 人未満であること。
4	役務の提供	（1）「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則」（農林水産省令第 23 号）第 2 条で定める役務であること。 （2）役務の提供は自ら又はあっせんにより行うこと。ただし、あっせんのみを行うものは除く。 （3）経営主体が農林漁家以外の場合は、役務の提供にあたり地域内の農林漁家等と協力すること。

※ 経営主体が1の（3）の場合、客室として利用する施設は次の条件を満たすこと。

- 様式第1号別紙の2に記入する農林漁家と同一地域内にある。
- その施設に宿泊することで農林漁家の生活体験が可能と考えられる。
- 居住の用に供する戸建ての建物である。
- 経営者又はその家族が専用住宅として現に利用している。

なお、借り受けた建物を施設として利用する場合は、上の条件に加え、施設要件を満たすために必要な改修について、貸主から承諾を得ること。

※ 1の（3）及び4の（3）の適用は特区のみとする。

※ 特区においては、4の（2）ただし書きは適用されない。

とくしま農林漁家民宿」の確認審査書

項目	確認資料		該当に ○、×
1 農林漁家であることの確認 注1： 農家、林家の確認資料はいずれか一つで可 注2： 法人等の場合は①～④全てを確認すること	農家	① 農業委員会の証明（耕作、所得証明等）	
		② 税務申告の写し	
		③ その他（ ）	
	林家	① 土地登記簿抄本 ※地目が山林又は保安林であること ※借り受けた山林を利用する等、登記簿のみで事実確認できない場合は、別途契約書等で確認	
		② 森林組合の証明	
		③ 税務申告の写し	
		④ その他（ ）	
	漁家	漁業協同組合の証明	
	法人等	① 法人の存在（登記簿謄本及び総会資料）	①から④全ての確認必要
		② 事業内容（定款又は規約等）	
③ 構成員 ※農林漁家の確認 （出資者名簿及び出資口数） （構成員の活動日数等）			
④ 意思決定 ※農林漁家の意思が反映される体制になっていることを確認 出資割合（有限会社、株式会社） 農林漁家の割合（農事組合法人など）			
2 客室延床面積（33㎡未満）	① 畳 20枚以内 ※明らかな場合		
	② 実測 ※必要に応じ		
3 定員	10名未満 ※自己チェックシートによる		
4 体験メニューの確認	① 「役務提供計画」が作成されているか		
	② 現地において実施可能な計画であるか ※要現地確認		
判定（適・否）			

注）：農林漁家であることの確認については、必要に応じて関係機関への問い合わせ等を行うこと。

注）：申請者が農林漁家以外の場合、「1 農林漁家であることの確認」は、様式第1号別紙の2に記入する農林漁家の証明資料により確認すること。

「とくしま農林漁家民宿」確認申請書

年 月 日

徳島県〇〇農林事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

「とくしま農林漁家民宿」の確認を受けたいので、「とくしま農林漁家民宿」確認要綱第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、確認に当たっては、必要に応じ関係機関等に当該確認申請書に記載の内容について照会することに同意します。

添付書類

- 1 役務の提供計画
- 2 「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」
- 3 農林漁家であることの証明資料

※申請者が法人の場合、申請者欄には主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入。

※申請者が農林漁家以外の場合は個人に限る。

※申請者が農林漁家以外の場合、添付書類3は別紙の2に記入する農林漁家の証明資料を添付。

様式第1号別紙

1 宿泊施設の名称及び所在地

名称 _____

所在地（申請者住所と同一の場合は記入不要） _____

2 農林漁業の別

- 農家
- 林家
- 漁家
- その他（以下に連携する地域内の農林漁家1名以上の情報を記入。）

住所 _____

氏名 _____（農林漁業の別 農家・林家・漁家）

3 利用者の損害に対する補償

（1）保険の加入

有・無 _____（「有」の場合は次の情報を記入。）

保険会社 _____：

保険の名称 _____：

加入期間 _____：

（2）事故等の緊急時連絡先

様式第2号 (第3条関係)

役務の提供計画(当初・変更)
(農林漁業体験プログラム)

農林漁家民宿の名称：

余暇活動名	区 分	役務の具体的な内容	時 期	提供方法 (自ら・あっせん)	役務提供者	病院等の状況

注1) 「余暇活動名」及び「区分」は農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条の区分に準じて記入すること。

2) 申請者が農林漁家以外の場合は、民宿所在地と同一地域内の農林漁家等を役務提供者とすること。

3) 役務提供者が様式第1号別紙の2に記載する農林漁家以外の場合は、氏名に加えて住所(町名程度まで)を記入すること。

4) 「病院等の状況」には、役務提供場所の最寄病院名とその距離を記入すること。

5) 役務に関する事項を変更する場合は、この様式により事前に届け出ること。(確認にあたって現地調査等を行う場合があります。)

様式第3号（第3条関係）

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」（その1）

住 所：
氏 名：

	関係法	内 容			該当に○	備 考	
経 営 に 関 す る こ と	余暇法	経 営 者	農家（法人等経営含む）				
			林家（法人等経営含む）				
			漁家（法人等経営含む）				
			上記以外 （個人に限る。）	地域内の農林 漁家との連携	あり		
		なし				→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
	農林漁業体験 プログラム	あり（自らのみ）				経営者が農林漁家であること	
		あり（自ら、あっせん）					
		あり（あっせんのみ）				民宿所在地が特区であること	
なし				→「とくしま農林漁家民宿」対象外			
営 業 に 関 す る こ と	客室延床面積	33㎡以上 （目安：畳 20 枚以上）				→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
		33㎡未満					
	最大収容人数	10人以上				→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
		10人未満（ 人）					
	家族人員	人			—		
	トイレ	家 族 共 用	男性用	箇所	—	適当な数の便所があること	
			女性用	箇所			
			男女共用	箇所			
		客 専 用	男性用	箇所	—		
			女性用	箇所			
男女共用			箇所				
洗面施設数	家族共用		箇所	—	適当な数の洗面設備があること		
	客専用		箇所	—			

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その2)

	関係法	内 容		該当に○	備 考	
営業に関する こと	食品衛生法	飲食物の提供	あり (1泊2食付、1泊朝食付など)	次の2つを台所に設置。 ・従事者用手洗設備 ・流水式洗浄設備	あり	飲食店営業許可必要 食品衛生責任者の設置必要 (食品衛生責任者養成講習会修了者等)
			なし(素泊まり、自炊(料理体験含む))		なし	許可申請までに施設の改修必要
		使用水	水道水			
			井戸水等(水道水以外の水)			年1回以上の水質検査必要
施設整備 に関する こと	消防法	次の全項目に該当するか。 ① 一般住宅と併用 ② 民宿用途部分の床面積が、一般住宅部分の床面積より小さい。 ③ 民宿用途部分の床面積が50㎡以下				全ての項目が○の場合は、「一般住宅」扱い。 一つでも該当しない場合は、消防用設備等の設置が必要
		消防法令適合通知書の交付 (旅館業の営業許可申請に必要)				管轄の消防本部(消防署)に相談 (施設平面図、位置図、建物の配置図が必要)
	建築基準法	次の全項目に該当するか。 ① 住宅と併用 ② 客室用途部分の床面積が33㎡未満 ③ 各室から直接避難可				全ての項目が○の場合は、「住宅」扱い。 法律に基づく措置や手続き等は不要
		旅館用途部分床面積	200㎡以下			建築確認申請不要
			200㎡超			建築確認申請(用途変更)必要
	浄化槽法	浄化槽	農林漁家民宿専用			処理人槽=民宿の定員(人)
住宅の一部を民宿として利用し、かつ客室の床面積33㎡未満				一般住宅扱い		
住宅と民宿で浄化槽を共用する場合で客室の床面積33㎡以上				処理人槽=民宿の定員(人)+5人(住宅用途面積130㎡以下)または7人(住宅用途面積130㎡超)		
水質汚濁防止法	特定施設(ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設)を設置。				保健所環境担当等に相談	

注1) 客室延床面積(33㎡)については、通常足を踏み入れない、押入、床の間、簡単には移動できないタンス等の面積は除く部屋の面積。

2) 消防法における民宿用途部分の床面積(50㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。) + 共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積。

3) 建築基準法における旅館用途部分の床面積(200㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。) + 共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積。

4) 住宅用途面積が180㎡以下で、実居住人員等の条件を満たす場合は、住宅部分に限り、人槽緩和が可能となるため、詳しくは所管の建築基準法担当へ御相談ください。

<参考>

	法律	内容	備考
所在地に関すること	都市計画法	<新築・増設> ・都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域 非線引都市計画区域 ・都市計画区域外	都市計画法 特に市街化調整区域に指定されている地域では、原則、農家民宿を開業することはできません。
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地を転用する場合は、次欄の農地法の許可に先立って、農用地区域からの除外が必要になります。	
	農地法	農地の権利を取得する場合や農地を転用する場合は、許可が必要になります。	
	自然公園法	自然公園区域内では、工作物の新築・改築には許可または届出が必要です。 また、樹木の伐採などについて、許可または届出が必要となる場合があります。	
	森林法等	立木の伐採については、許可または届出が必要となります。 また、農林漁家民宿を営む場所や規模によって、法令の制限を受けることがあります。	森林法 特に保安林では注意が必要です。

事前相談チェックリスト

年 月 日

用意するもの	準備できたらチェック	備考
建物(母屋、離れ等)の平面図		玄関、客室、調理場、便所、浴室、その他の部屋の位置を示した図面 (平面図がない場合は見取り図で可)
建物(母屋、離れ等)の見取り図		
建物の配置図		道路、隣の敷地と建物の位置関係が分かるもの (方位、縮尺を明示、住宅地図等応用)
建物の位置図		地域内の位置が分かるもの(方位、縮尺を明示、住宅地図等応用)
写真	全 景	写真があれば、判断が的確になる (デジカメ、携帯写真、既存の写真で可)
	トイレ	
	洗面所	
	浴 室	
	台 所	
	食 堂	
その他		

第 号
年 月 日

様

徳島県〇〇農林事務所長

「とくしま農林漁家民宿」確認書

あなた（貴法人）から、年 月 日付け（〇〇号）で確認申請のあった計画については、「とくしま農林漁家民宿」に該当することを確認しました。

なお、「とくしま農林漁家民宿」として、営業を始める場合は、保健所、消防署等の許可等が必要になりますので、申し添えます。

確認宿泊施設

（1）名称：

（2）所在地：

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（住 所）
（氏 名） 様

徳島県〇〇農林事務所長

「とくしま農林漁家民宿」の確認結果について（通知）

年 月 日付け（〇〇号）で申請のありました、「とくしま農林漁家民宿」確認申請については、確認の結果、次の理由で認められませんので、その旨お知らせします。

認められない理由

様式第6号（第5条関係）

「とくしま農林漁家民宿」変更確認申請書

年 月 日

徳島県〇〇農林事務所長 殿

届出者 住所
氏名
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で確認を受けた施設について、申請書に記載した事項を変更したいので、「とくしま農林漁家民宿」確認要綱第5条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、申請した内容の確認にあたっては、現地での立会等に協力することに同意します。

1 施設の名称及び所在地
名称：

所在地：

2 変更を届け出る事項

※変更を届け出る事項の関係書類を添付すること

第 号
年 月 日

（施設名）
（氏名） 様

徳島県〇〇農林事務所長

「とくしま農林漁家民宿」変更確認書

あなた（貴法人）から、年 月 日付け（〇〇号）で変更確認申請のあった計画については、「とくしま農林漁家民宿」に該当することを確認しました。

確認宿泊施設

（1）名称：

（2）所在地：

様式第8号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（施設名）
（氏名） 様

徳島県〇〇農林事務所長

「とくしま農林漁家民宿」の変更確認結果について（通知）

年 月 日付け（〇〇号）で申請のありました、「とくしま農林漁家民宿」変更確認申請については、確認の結果、次の理由で認められませんので、その旨お知らせします。

認められない理由

様式第9号（第5条関係）

「とくしま農林漁家民宿」廃業届

年 月 日

徳島県〇〇農林事務所長 殿

届出者 住所
氏名
電話番号 ()

次の施設について、「とくしま農林漁家民宿」確認要綱第5条第3項に基づき、廃業届を提出します。

施設の名称及び所在地
名称：

所在地：

様式第10号（第6条関係）

「とくしま農林漁家民宿」の確認取消について（通知）

年 月 日

（施設名）
（氏名） 様

徳島県〇〇農林事務所長

年 月 日付け 第 号で確認した「とくしま農林漁家民宿」について、
下記によりその確認を取消しましたので通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
名称：

所在地：
- 2 取消の理由

利用者数及び提供した役務の内容整理簿

農林漁家民宿の名称：

【 年度】

No.	日時（チェックイン日）	宿泊 日数	宿泊者数（子供：中学生以下）				出身地 <small>（外国人宿泊客のみ）</small>	提供した役務の内容	実施時間	実施場所	指導者名	保険会社
			日本人宿泊客		外国人宿泊客							
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								
	年 月 日（ 曜 ）	泊	大人 人 子供 人	大人 人 子供 人								

注1：複数枚にわたる場合には、適宜コピーの上、記載すること。

注2：毎年度末に整理の上、すみやかに提出すること。

注3：提供する役務の内容については、パターン化して番号で記載するなど、適宜工夫すること。

様式第 12 号（第 3 条・第 5 条関係）

第 号
年 月 日

徳島県〇〇農林事務所長 殿

市町村長

「とくしま農林漁家民宿」確認申請書等について（進達）

このことについて、〇〇〇〇から別添のとおり提出がありました。

様式第 13 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 殿

徳島県〇〇農林事務所長

「とくしま農林漁家民宿」の確認（結果）について（送付）

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号で進達がありましたこのことについては、別紙のとおり確認結果を送付しますので、申請者へ交付してください。

「とくしま農林漁家民宿」開業Q & A

徳 島 県

Q 1 「とくしま農林漁家民宿確認要綱」を作成したねらいは何ですか。

(答)

近年、都市住民の方々がありのままの農山漁村生活を体験したいという要望から、国では規制緩和等がなされ、小規模な民宿では一定の条件のもと農林漁家民宿の開業が容易になっています。

このような状況から、本県においても一般の方々が一気に田舎生活を体験できるような環境を築く必要があるものと考え、農林漁家民宿を始めようとする農林漁家を支援するため、「とくしま農林漁家民宿確認要綱」を作成しました。

この要綱により「とくしま農林漁家民宿」の確認を受ければ、「国の特例措置」や「県の特例措置」の適用を受け、従前よりも少額の初期投資で、農林漁家民宿の開業に必要な旅館業法や食品衛生法の営業許可を取得できるようになりました。

Q 2 「とくしま農林漁家民宿」について、教えてください。

(答)

「とくしま農林漁家民宿」とは、農林漁業体験民宿のうち宿泊者数 10 名未満の小規模な施設で、県独自の衛生上の安全・安心基準等を確保しつつ、自然体験や農林漁業体験などの体験プログラム（役務）を提供する宿泊施設を特にこのように呼ぶこととしています。

なお、「農林漁業体験民宿」とは、農林漁業者等が経営主体となり、一般客を宿泊させるだけでなく、自然体験や農林漁業体験などの体験プログラム（役務）を提供する宿泊施設をいいます。（「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（平成7年施行）において「農林漁業体験民宿業とは、施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動（農林水産省令で定める）に必要な役務（体験プログラム）を提供する営業」）

Q 3 「農林漁業者の確認」や「役務（体験プログラム）の確認」を行うのはなぜですか。

(答)

「とくしま農林漁家民宿」は開業において、一般の民宿と異なり特例措置等を受けられます。

この特例措置等の適用を受ける前提として、農林漁業者が民宿を営むことや小規模であること、また、体験プログラムの提供を行うことなどの要件が設けられていることから、これらの確認を行うこととしています。

なお、確認を受けることにより、その後の許認可を迅速化するためのものでもあります。

Q 4 「体験プログラム（役務）」には、どのようなものがありますか。

(答)

農山漁村に滞在するお客様に、農林漁業への理解を深めていただくためには、その地域固有の魅力ある体験プログラムが必要です。

また、体験プログラムは、自分だけでなく、地域の人たちと共同して、提供することも考えられます。体験プログラムの具体例は次のとおりです。

なお、宿泊者が魚釣り、散歩、登山など一人で行うようなものや農林漁家経営者と食事時に会話を楽しむだけといったものは認めないこととしています。

歴史体験や文化体験についても、役務の提供（ガイドやインストラクター）を伴い一定のプログラムのもと、農林漁家の暮らしや文化に触れることができるものについては、認めることとしています。

農業体験	田植、稲刈り、脱穀・精米、芋苗植え、芋掘り、野菜・花苗植え、野菜・花・果物の収穫、茶摘み、搾乳、羊の毛刈り、バター・チーズ・ソーセージづくり、家畜の世話 など
林業体験	きのこ菌打ち、炭焼き、薪（まき）割り、苗木植え、下草刈り、間伐、タケノコ掘り など
漁業体験	地引き網、魚のおろし方、干物づくり、漁船見学 など
歴史体験	名所旧跡巡り、産業遺産巡り など
文化体験	陶芸、太鼓・郷土芸能体験、地場産業体験 など
農林産物等の加工・生活体験	そば・うどん打ち、こんにゃく・味噌（みそ）・豆腐づくり、もちつき、郷土料理づくり、竹・木工細工、草木染め、紙漉、ぞうりづくり、地域散策、昔の遊び体験、フラワーアレンジメント など
自然体験	山菜・きのこ採り、原生林散策、地層・化石観察、天体観測、動植物観察、川下り、トレッキング、海浜（磯）観察、シーカヤック など

<体験漁業に関する主な注意事項>

- 1 漁業調整規則などで定められた漁期、漁場を守り、禁止されている漁具・漁法を用いない。
- 2 海上にて漁船漁業を体験させる場合、必ず安全検査を受けた船を使用するとともに、乗船定員を厳守し、かつ、乗船者全員に救命胴衣を着用させなければならない。
- 3 漁船漁業体験を営利目的で反復継続の意思のもとで行う場合には、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、遊漁船業者としての登録が必要となる。
- 4 特に漁業権漁業については、あらかじめ地元漁協の了解を得た上で実施することが望ましい。

Q5 「役務(体験プログラム)」は、農林漁業者自らが行わなければいけないのですか。

(答)

農林漁業者が自ら行うことが望ましいと考えていますが、体験プログラムによっては少人数ではできない場合があることや、農林漁業者の都合によりできないことも想定されます。

このことから、地域の連携のもと、経営者自らも参加し行うような体験プログラムについては認められますが、事業者を紹介するのみでは「とくしま農林漁家民宿」としては認められません。

Q6 「とくしま農林漁家民宿」の開業の手続を教えてください。

(答)

民宿を始める場合には旅館業法等の許可が必要ですが、「とくしま農林漁家民宿」の開業に限り、一定の基準や義務を果たすことにより、県の特例措置を受けることができるようになりました。

開業しようとする方は、まず、お近くの農林事務所において、基準や義務についての説明を受けた後、「とくしま農林漁家民宿」であることの確認・現地調査を受け「とくしま農林漁家民宿確認書」を取得してください。

その後、消防法や建築基準法等に適合しているか確認を受ける必要があります。(なお、事前に簡易自己チェックシート等で確認しておくことをお勧めします。)

続いて、保健所にてこの確認書を添付し、旅館業法に基づく営業許可申請を行います。申請手数料は22,000円です。その際に消防署の確認を受けた書類「消防法令適合通知書」が必要です。

なお、食事を提供する場合には、食品衛生法の「飲食店営業」の許可申請も併せて行う必要があります。申請手数料は18,000円です(ただし5年毎(ごと)に更新手続が必要です)。

Q7 「とくしま農林漁家民宿」の営業許可要件について、従来と変わった点を教えてください。

(答)

既存の施設を利用し営業を行う農林漁家民宿においては、お客様の安全確保や衛生管理について一層の配慮が必要であるため、1回に提供する食事数の制限や、年に1回以上衛生講習会を受講するなどによって、お客様の安全・安心を担保した上で、次の特例措置等を受けることができます。

食品衛生法については、

- ①調理場と客席との区画を必要としません。
- ②許可施設において家族・従業員の食事をつくるのが可能です。
- ③流水式の洗浄設備は1槽でも構いません。
(ただし、食品衛生の基本である手洗いをを行うための手洗い設備との兼用はできません。)
- ④客用及び便所用手洗い設備は旅館業法上の洗面設備と兼用可能です。
- ⑤調理場の床・内壁の材質は不浸透性材料等でなくても構いません。

Q 8 農林漁家民宿を始めると、どんなメリットがあるのですか。

(答)

都会のお客様は癒しや郷土料理等を求めてやってきます。泊まりがけでじっくり地域の良さを味わってもらえば、また訪問したいと思うでしょう。

また、豊かな自然や農林漁業体験などを通じて、宿泊客に地域の農産物や加工品などを購入してもらい消費が拡大することにより体験交流ビジネスとして地域全体の活性化につながります。

Q 9 一般的な造りの農林漁家でも「とくしま農林漁家民宿」を開けますか。

(答)

開業に当たっては、火災や事故・食中毒の防止、食の安全確保などが担保できる施設整備が必要ですが、旅館業法、食品衛生法の特例措置等により、施設基準の適用を受けない項目ができたため、比較的少ない投資で開業が可能になりました。

Q 10 食事の提供は必ず必要ですか。

(答)

旅館業法上の営業許可のみ取得し、農林漁家ならではの空間を提供するだけでも構いませんが、食事を提供するには、食品衛生法の飲食店営業許可が必要です。また、近隣の飲食店を利用したり、自炊や料理体験など共同調理による方法もありますので、詳しくは、お近くの保健所等にて御相談ください。

なお、「とくしま農林漁家民宿確認要綱」に基づき、特例的に飲食店営業許可を取得した民宿においては、体験プログラムを利用したお客様にのみ食事を提供することができます。

Q11 旅館業法等の営業許可を取得するためには、こういった設備が必要ですか。

(答)

旅館業法及び食品衛生法に基づく営業許可を取得するには、施行条例等に規定される施設基準に適合する必要があります。

主なものは次のとおりですが、詳しくはお近くの保健所に御相談ください。

<旅館業法（簡易宿所営業の場合）>

- ・玄関帳場設備等
- ・客室には換気・採光のための窓等があること。
- ・共同用の浴室が設けられる場合には、施錠付き脱衣室の設置
- ・使用水は飲用適であること。 など

<食品衛生法>

- ・流水式洗浄設備（1槽以上）
- ・手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備（流水式洗浄設備との兼用不可、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること）
- ・換気設備（換気扇又は網戸付きの窓）
- ・温度計を備えた冷蔵庫
- ・食器、原材料、調味料等を保管する保管設備（戸、扉、フタのできる構造）
- ・フタ付きゴミ箱
- ・使用水は飲用適であること。 など

Q12 「とくしま農林漁家民宿」における旅館業法等の安全対策及び衛生管理について、教えてください。

(答)

「とくしま農林漁家民宿」の営業者は、食中毒等の衛生危害発生防止のため、食品衛生等に関する知識・技能を習得するとともに、条例で定められた衛生措置、管理運営基準を守っていただかなければなりません。

主なものは次のとおりですが、詳しくは、所管の保健所に御相談ください。

旅館業法施行条例（昭和57年徳島県条例第12号）

- ・旅館業の施設は定期的に清掃し、便所、浴室等不潔になりやすい構造設備は必要に応じて消毒すること。
- ・施設及び敷地内におけるねずみ、昆虫等の駆除をするとともに、発生を防止すること。
- ・洗濯等により、寝具を常に清潔に保つこと。
- ・敷布、布団カバー、枕カバー、寝衣は、宿泊者が異なるごとに取り替えること。
- ・浴槽水は毎日1回以上取り替え、浴槽を清掃すること。 など

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17

- ・施設及びその周辺を定期的に清掃し、清潔な状態を維持すること。
- ・手洗設備は、石けん、ペーパータオル等及び消毒剤を備え、手指の洗浄及び乾燥が適切に行うことができる状態を維持すること。
- ・調理するときに使用する水は、飲用に適する水であること。
- ・食品等取扱者が嘔吐・下痢等の症状を呈している場合には、調理等を行わないこと。
- ・取り扱う食品等に係る仕入元、出荷又は販売先等必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。 など

Q13 保険には、どのようなものがありますか。

(答)

農林漁家民宿は、小規模とはいえ旅館営業の形態であり、農林漁業体験役務を提供することから、建築物が原因で生じた宿泊者のケガ、食中毒、宿泊者からの受託物（貴重品等）の破損、体験中の事故、火災や災害による損害などのあらゆる事態に備えるため、損害保険等への加入を検討する必要があります。

保険会社により、いろいろな種類の保険がありますので、事前に相談し、十分な説明を受けるようにしましょう。

事故の概要	保険の名称（※1）
・施設事故：建築物に起因する宿泊者のケガなど	施設賠償責任保険 旅館賠償責任保険
・生産物事故：民宿内での販売・提供した飲食物による食中毒など	生産物賠償責任保険 旅館賠償責任保険
・受託物事故：施設内で宿泊者からの受託物を破損するなど	受託物賠償責任保険 旅館賠償責任保険
・体験活動中の傷害賠償（※2）	国内旅行傷害保険 レクリエーション保険
・休業損害	店舗休業保険 食中毒補償保険
・建物、設備、什器、備品の損害	火災保険 店舗総合保険

※1 保険会社により名称・補償内容が異なりますので御注意ください。

※2 体験活動中の保険は保険料を料金に含めるなどの工夫が必要です。

Q14 研修会を年1回以上受講する必要があるのはなぜですか。

(答)

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき、旅館業法等の「特例措置等」の適応を受けるためには、お客様の安全確保・衛生管理の観点から、利用する施設・設備の点検保守や体験指導に係る食品等の衛生管理が求められます。

このようなことから、年に1回以上、県等が主催する衛生管理や安全対策等に係る研修会を受講し、安全安心への意識を高めることが望まれます。

Q 15 営業許可にはどんな手続が必要ですか。

(答)

保健所へ旅館業法に基づく営業許可申請を行います。申請手数料は 22,000 円です。

また、申請の際は、

①農林事務所長の確認を受けた「とくしま農林漁家民宿確認書」

②消防署の確認を受けた書類「消防法令適合通知書」

が必要です。

なお、食事を提供する場合には、食品衛生法の「飲食店営業」の許可申請も合わせて行う必要があります。申請手数料は 18,000 円です（5 年毎（ごと）の更新）。

Q 16 「消防法による申請」について、教えてください。

(答)

保健所へ旅館業法の営業許可申請をする前に、管轄の消防本部（消防署）による検査を受け、「消防法令適合通知書」の交付を受ける必要があります。

なお、とくしま農林漁家民宿（客室の延べ床面積 33 m²未満）を開業しようとする場合においては、民宿と住宅との共有部分の面積等によって、消防法の適用基準が変わることがありますので、管轄の消防本部（消防署）に御相談（申請）ください。

Q 17 「水質汚濁防止法による届出」について、教えてください。

(答)

農林漁家民宿に特定施設（ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設）を設置する場合、水質汚濁を防止するため、所管の市町又は環境担当（別紙相談窓口参照）に届出をする必要があります。

合併浄化槽を設置している場合は、ちゅう房施設から生ゴミ、油分の流失を防ぐとともに、適正な使用、維持管理に努めてください。

合併浄化槽を設置していない場合は、ちゅう房施設や洗濯施設等からの汚濁成分を除去するために、沈殿槽等を設置してください。

詳しくは所管の市町、環境担当等に御相談ください。

Q18 「建築基準法による申請」について、教えてください。

(答)

既存の一般住宅の部屋を使って農林漁家民宿を行う場合でも、建築確認や浄化槽の増設が必要になる場合があります。

事前に建物の平面図や配置図をもって相談しておくことをお勧めします。

詳しくは所管の建築基準法担当に御相談ください。

Q19 「農林漁家民宿」と「体験学習民泊」との違いについて教えてください。

(答)

「体験学習民泊」は、学校行事として児童・生徒・学生及び引率者が農家等で滞在し、家人の指導のもと農山漁村生活を体験するものであり、その受入れは地元の受入組織（協議会）が行うものに限定されますが、「とくしま農林漁家民宿」は、受入対象は特定されず、幅広く農山漁村生活を体験することができます。

また、食事面でも、「体験学習民泊」は家人の指導のもと自炊あるいは共同調理で田舎料理を調理することに対して、「農林漁家民宿」は食品衛生法の飲食店の営業許可を取れば、お客様に食事を提供することも可能になります。

Q20 「とくしま農林漁家民宿」の開業等に活用できる制度資金について、教えてください。

(答)

農林漁家民宿やグリーン・ツーリズムを推進するための施設整備等に対応できる各種制度資金は別紙を参考にしてください。詳しくは農林事務所等に御相談ください。

Q21 どこに相談したらいいですか。

(答)

「とくしま農林漁家民宿」の開業等の相談については、まず、お近くの農林事務所へ御相談ください。

また、関係法令を所管する関係機関の相談窓口一覧を参照してください。

Q22 民宿では、たばこの販売はできるのですか。

(答)

たばこの販売には、財務大臣の許可が必要です。

許可の申請については、財務省ホームページの「製造たばこ小売販売業の各種手続」やJTのホームページを参考にしてください。

「とくしま農林魚家民宿」の開業に利用可能な制度資金

資金名	日本政策金融公庫資金			農業近代化資金	漁業近代化資金
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	経営体育成強化資金	振興山村・過疎地域経営改善資金		
利用可能な方	認定農業者	農業者等	農林漁業を営む個人・法人で「農林漁業経営改善計画」について知事の認定を受けた方等	農業者等	漁業者等
償還期限	25年以内 (うち据置期間10年以内)	25年以内 (うち据置期間3年以内)	25年以内 (うち据置期間8年以内)	7～15年以内 (うち据置期間2～7年以内)	15年以内 (うち据置期間3年以内)
融資限度額	個人 3億円 法人 10億円	個人 1億5,000万円 法人等 5億円	融資率は負担する額の80%以内 個人 1,300万円 法人等 5,200万円	個人 1,800万円 法人等 2億円	融資率は事業費の80%以内 1,800万円

☆詳細、公庫資金については直接(株)日本政策金融公庫徳島支店農林水産事業に御相談ください。

☆金利については、金融情勢により、変動します。

参考資料 1

消防法令適合通知書交付申請書

	年 月 日
(消防長又は消防署長) 様	
申請者 住 所 氏 名	印
下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。	
記	
1 名称(旅館又はホテルの名称)	
2 所在地(旅館又はホテルの所在地)	
3 申請理由区分	
ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による営業の許可	
イ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の規定による施設又は設備の変更届	
ウ 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第3条又は第18条第1項の規定による登録	
エ 国際観光ホテル整備法第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出	
オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条の規定による営業許可	
カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出	
整理番号	交付番号
受理年月日	交付年月日

注) 様式は、それぞれの消防署にお問い合わせください。

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては
その代表者の氏名

届出者

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整理番号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その 他 参 考 と な る べ き 事 項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設号番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m^3 /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における 施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの 用途別使用量									
汚水等の 汚染状態及び 量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量(m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別 生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排水水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水の汚染状態及び量

工場又は事業場における 施設番号					
排水の 汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき 事項					

備考 排水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

										指定項目の別					
業種 その他の 区分	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)						汚濁負荷量 (kg/日)		※				
	通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大						
特定排水水															
合 計															
特定排水水 以外の 排水水	汚染状態 (mg/l)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)										
	通常	最大	通常	最大	通常	最大									
合 計															
その他の 参考事項															

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 りん含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の系統</p>			
<p>用途別用水使用量</p>	<p>用 途</p>	<p>使 用 水</p>	<p>用水使用量(m³/日)</p>

様式第1号 (第2条関係)

旅館業許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所
フリガナ
氏名

年 月 日生

(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

旅館業を営みたいので、次のとおり申請します。

旅館業の施設	所在地		
	名称		電話番号
営業の種別	1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業		
旅館業の施設が1から4までに該当することの有無	有・無 (有の場合 は、該当 区分)	1 キャンプ場等の特定の季節に限り営業するもの 営業期間 月 日から 月 日まで 2 交通が著しく不便な地にある利用度の低いもの 3 体育大会等のために一時的に営業するもの 営業期間 月 日から 月 日まで 4 農林漁業体験民宿業に係るもの	
申請者が1から8までに該当することの有無	有・無 (有の場合 は、該当 区分)	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 3 拘禁刑以上の刑又は旅館業法に基づく罰金以下の刑の執行が終わつた日等から起算して3年を経過していない者 刑の執行が終わつた日等 年 月 日 4 許可の取消しの日から起算して3年を経過していない者 許可の取消しの日 年 月 日 5 旅館業法第3条第2項第5号に規定する暴力団員等 6 未成年者でその法定代理人が1から5までのいずれかに該当するもの (1) 法定代理人の氏名 (2) 該当する1から5までの区分及び刑の執行が終わつた日等又は許可の取消しの日 区分 年 月 日 7 業務を行う役員が1から5までのいずれかに該当する法人 (1) 当該役員の氏名 (2) 該当する1から5までの区分及び刑の執行が終わつた日等又は許可の取消しの日 区分 年 月 日 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	
旅館業の施設の構造設備	別紙により記載		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 旅館業の施設の構造設備を明らかにした平面図及び立面図
- (2) 旅館業の施設の設置場所の周囲おおむね200メートルの区域内の見取図(おおむね100メートルの区域内に学校、保育所、博物館等がある場合には、その施設との距離を明示すること。)
- (3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(設立の登記を必要とする法人に限る。)

別紙

敷地面積	m ²		建物の構造	造 階建て 棟				
建築面積	m ²							
旅館業対象延べ面積	m ²							
使用する水の種類	水道水・その他（ ）		調理室の有無	有（ ）階）・無				
玄関帳場等の有無	有（ ）階）・無（代替設備等）							
客 室	階	室名	寝台の有無	床面積	定員	客室附帯設備の有無		
			有（ ）台）・無	m ²	人	浴室	洗面設備	便所
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
			有（ ）台）・無			有・無	有・無	有・無
計	室							
共同 浴室	階	男性用	女性用	男女兼用	換気設備	脱衣室の設備		
		箇所	箇所	箇所	窓・機械設備	かご・棚・ロッカー・その他（ ）		
					窓・機械設備	かご・棚・ロッカー・その他（ ）		
					窓・機械設備	かご・棚・ロッカー・その他（ ）		
					窓・機械設備	かご・棚・ロッカー・その他（ ）		
計								
共同 洗面所	階	洗面設備		水栓数	湯栓数	混合栓数		
		箇所		個	個	個		
計								
共同 便所	階	男性用	女性用	男女兼用	水洗・くみ取の別	換気設備		
		箇所	箇所	箇所	水洗・くみ取	窓・機械設備		
					水洗・くみ取	窓・機械設備		
					水洗・くみ取	窓・機械設備		
					水洗・くみ取	窓・機械設備		
計								

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届（新規・継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地			
	(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		(生年月日) 年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地			
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号			
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	資格の種類 受講した講習会	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	
	自動販売機の型番		業態	
HACCPの取組		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考	
	1			
	2			
	3			
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号	

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)			
	② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合	認定番号等		
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

備考 太枠内は、営業の許可を受けようとする場合にのみ記載すること。

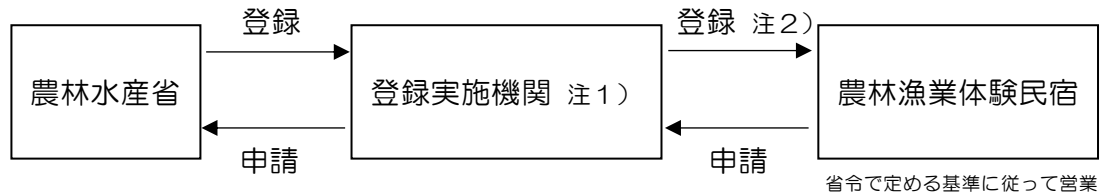
参考資料2

農林漁業体験民宿登録制度

(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律)

(1) 制度の概要

農林漁業体験民宿業を営む者は、農林漁業体験民宿に係る営業方法に関して農林水産省令で定める基準に従って営業を行うとき、「登録農林漁業体験民宿」として、登録実施機関に登録することができます。



注1) 余暇法に定める基準を満たせば、どなたでも登録実施機関の登録を受けることができます。
現在登録を受けているのは、株式会社百戦錬磨です。

2) 農林漁業体験民宿の登録基準は、余暇法に定められております。

○省令で定める農林漁業体験民宿業者の登録基準（余暇法第16条）

- 1 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関すること
 - ・施設の適切な管理、人員の適切な配置、事故発生時等の対応のための体制整備、内容及び料金の明示など
- 2 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する措置に関すること
 - ・保険契約等の締結など
- 3 地域の農林漁業者との調整に関すること
- 4 その他
 - ・希少な野生動植物の生態への配慮など

(2) 制度のメリット

- 1 公認の「農林漁業体験民宿業」の看板を掲げることができる。
- 2 登録機関が実施するサービスを利用することができる。

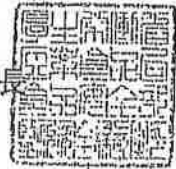


食安監発第0721002号
平成17年7月21日

都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて

農林漁業者等が農林漁業体験民宿において、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる場合には、食中毒発生防止等の観点から、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。

一方、本年7月21日の副大臣会議において、都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進の観点から、農林漁業体験民宿の取組の円滑化を図るとされたところです。

つきましては、農林漁業体験民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど、適切に対応されるようお願いいたします。

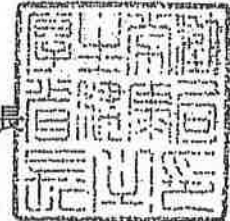
例えば、農林漁業者が既存の家屋で農林漁業体験民宿を開業する場合には、一回に提供する食事数の制限や定期的な食品衛生に関する講習会の受講等により、施設基準の緩和が可能であること等に留意をお願いします。



健 発 第 0325005 号
平成 15 年 3 月 25 日

各 〔 都道府県知事
政 令 市 長
特 別 区 長 〕 殿

厚生労働省健康局長



「旅館業法施行規則の一部を改正する省令」の施行について

旅館業法施行規則の一部を改正する省令が、平成 15 年 3 月 25 日厚生労働省令第 48 号をもって、別添のとおり公布されたところであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その実施に遺憾なきようお願いしたい。

記

第 1 改正の趣旨

地域の特性に応じた経済活性化等の構造改革特区推進の理念にかんがみ、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合について、簡易宿所営業の基準の適用に係る特例措置を設けるものであること。

第 2 改正の内容

農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第 1 条第 3 項第 1 号に定める簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しないこととする。

第 3 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

国住指第 2496 号
平成 17 年 1 月 17 日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）

農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設（以下「農家民宿等」という。）については、平成 15 年 3 月 25 日に旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）が改正され、客室の床面積の合計が 33 ㎡未満であっても必要な条件を満たしていれば、旅館業法上の簡易宿所営業の許可の対象となったところである。

簡易宿泊所については、昭和 39 年 9 月 19 日住指発第 168 号において、建築基準法上旅館に含まれるものとして取り扱う旨通知しているところであるが、住宅の一部を農家民宿等として利用するものうち、客室の床面積の合計が 33 ㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、上記通知にかかわらず、建築基準法上旅館に該当しないものとして取り扱われたい。

また、建築基準法施行令第 128 条の 4 第 4 項の適用に当たって、住宅の一部を農家民宿等として利用するものについては、住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものとして取り扱って支障がないものと考えられるので、その旨申し添える。

なお、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の各指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

国総観旅第526号
平成15年3月20日

(社)日本旅行業協会理事長
(社)全国旅行業協会専務理事 殿
各都道府県観光主管部長

国土交通省総合政策局
観光部旅行振興課長

農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する
旅行業法上の解釈の明確化について

構造改革特区推進本部決定の「構造改革特区推進のための基本方針」に基づく「構造改革特区推進のためのプログラム」(別添参照)において、構造改革特区の推進と並行し、構造改革特区に限定するのではなく、全国において実施する規制改革事項として「農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化」が挙げられており、平成14年度中に、「グリーン・ツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付与して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。」こととされたところである。

標記については、平成8年2月9日付け運観旅第74号「旅行業法施行要領」の第一定義1旅行業2)における「宿泊事業者が行うゴルフや果樹園との提携企画等運送又は宿泊部分を自ら提供し(代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当せず、したがって基本的旅行業務とならない)これに運送、宿泊サービス以外のサービスの手配を付加して販売する場合は旅行業に該当しない」との解釈を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴協会会員(関係者)に対し周知徹底されたい。

記

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス(これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む。)を販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。

国自旅第250号

平成15年3月28日

各地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

自動車交通局旅客課長

「構造改革特区推進のためのプログラム」（平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定）別表2及び「規制改革の推進に関する第2次答申 ―経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革―」（平成14年12月12日総合規制改革会議答申）別表において、「農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化」が挙げられており、平成14年度中に「グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る」ととざれているところである（別紙参照）。

これを踏まえ、農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について、今後下記のように取り扱うこととするので、その趣旨及び内容を十分了知されたい。

なお、本件については、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国兼用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長に対して別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われるものであって、旅客自動車運送事業類似行為とならない場合には、道路運送法上の問題は無い。
2. 1. にいう「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設の利用のため又は当該宿泊施設からの出発のために、宿泊施設の最寄りの駅又はこれに準ずる場所と当該宿泊施設との間で行われる輸送をいう。なお、「最寄りの駅又はこれに準ずる場所」であるか否かの基準は地域の実情によって異なると考えられ、社会通念上最寄りであるか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではないのは言うまでもない。
3. 1. にいう「当該宿泊施設における宿泊サービスの一環」とは、当該宿泊施設における本来的なサービスである宿泊サービスと輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということの意味するものである。
4. 1. にいう「旅客自動車運送事業類似行為」となる場合とは、例えば、送迎に係る金額を宿泊料金とは別に明確に示している場合や、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差があり、その差が送迎に係る対価に該当するという説明以外にその差に対する合理的な説明が困難であるような場合等をいう。

各〔都道府県知事〕
〔政令市市長〕殿
〔特別区区长〕

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

旅館業法施行令の一部を改正する政令の施行等について

本日公布された旅館業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第98号。以下「改正令」という。）により、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。その改正の趣旨、内容等は下記第1のとおりである。

また、これに関連して、下記第2のとおり旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）の一部を改正するとともに、これらの改正に関し、下記第3により運用上の留意事項等を示したので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底及び指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

記

第1 旅館業法施行令の一部改正について

1 改正の趣旨

住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」（以下「民泊サービス」という。）については、様々なニーズに応えつつ、宿泊者の安全性の確保、近隣住民とのトラブル防止などが適切に図られるよう、適切なルールづくりが求められている。

その一方、民泊サービスを反復継続して宿泊料とみなすことができる対価を得て行う場合、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）に基づく許可が必要であるにもかかわらず、許可を得ずに実施されるものが広がっており、これに早急に対応することが求められている。

こうした状況を踏まえ、令第1条第3項に規定する客室の延床面積の基準を衛生水準の確保が可能な範囲において緩和することにより、簡易宿所の枠組みを活用して法に基づく許可取得の促進を図るものである。

2 改正の内容

令第1条第3項に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備基準のうち、同項

第1号に規定する客室の延床面積について、「33平方メートル以上であること」を、「33平方メートル（法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること」に改める。

第2 旅館業における衛生等管理要領の一部改正について

旅館業における衛生等管理要領（以下「要領」という。）に関して、上記第1の改正令と同様に、民泊サービスについて、簡易宿所の枠組みを活用して法に基づく許可取得の促進を図る観点から、別紙1新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から施行する。

第3 運用上の留意事項等について

1 法第2条第4項においては、「簡易宿所営業」の施設について、「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設」と定義されており、また、多数人とは、2人以上をいうものである旨これまで示しているところであるが、今回の改正に伴い、この解釈を変更するものではないこと。すなわち、1施設で2人以上の宿泊が可能なものであること。

2 簡易宿所営業の営業許可の申請手続については旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第1条に規定しているところであるが、申請に当たり、申請者に対し、同条第1項第5号の規定（営業施設の構造設備の概要）に基づき、施設に同時に宿泊する者の最大の数についても記載させること。

また、客室の延床面積を33平方メートル未満とし、かつ、宿泊者の数を10人未満とした申請に対する営業許可に当たっては、法第3条第6項の規定に基づき、客室における宿泊者1人当たりの床面積を3.3平方メートル以上とすることを営業を行う条件として附すこと。当該条件を附すことにより、当該条件を満たさなくなった場合、法第8条の「この法律に基づく処分に違反したとき」として、営業許可の取消し又は営業の停止の対象となるものであること。

3 都道府県（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下「都道府県等」という。）においては、令第1条第3項第7号の規定に基づく簡易宿所営業の施設の構造設備の基準、法第4条第2項の規定に基づく衛生措置の基準等を定める条例の規定について、今回の改正の趣旨や、今回の改正により簡易宿所営業として営業することが可能となる小規模な施設の特性を踏まえ点検し、必要に応じて条例の弾力運用や改正等を行っていただくようお願いする。

なお、改正令及び要領の一部改正の施行日を平成28年4月1日としているところであるが、これは、都道府県等における必要な条例改正等を施行日前に行うことまでを求めるものではないこと。ただし、可能な限り早期に条例改正等の必要な対応を行っていただくようお願いする。

4 特に、上記第2（別紙1新旧対照表）のとおり、玄関帳場等の設置について、宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設であって、要領のⅡの第2の3（1）及び（2）に掲げる要件を満たしているときは、玄関帳場等の設備を設けることは要しないこととするところ、改正の趣旨を踏まえ、簡易宿所営業における玄関帳場等の設置について条例で規定している都道府県等においては、実態に応じた弾力的な運用や条例の改正等の必要な対応につき、特段の御配慮

をお願いします。

なお、この場合における当該要件の具体的な内容については、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年4月1日付け健発0401第1号厚生労働省健康局長通知）の第2の4及び5に示した例などを参考としつつ、使用する施設の構造や管理体制等を踏まえ判断願いたい。

- 5 法の遵守の徹底については、これまでも「旅館業法の遵守の徹底について」（平成27年11月27日付け生食衛発1127第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知。以下「平成27年11月27日付け通知」という。）等により要請しているところである。法に基づく許可取得を促進するため、今回の改正内容のみならず、今回の改正を踏まえて、自宅の一部やマンションの空き室などを活用する場合においても、反復継続して宿泊料とみなすことができる対価を得て人を宿泊させるサービスを提供する場合には、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として実施される場合を除き、法に基づく許可を取得することが必要である旨、併せて周知するとともに、事業者への指導徹底を図っていただくようお願いする。
- 6 平成27年11月27日付け通知において、法に基づく許可に当たり、管理規約等を踏まえた適正な使用権原の有無等についても留意した対応を要請したところである。民泊サービスで特に懸念される近隣住民等とのトラブルを防止する観点から、法に基づく許可に当たっては、関係法令だけでなく、賃貸借契約、管理規約（共同住宅の場合）に反していないことの確認に努めていただくようお願いする。
- 7 国内におけるテロ行為等の不法行為を未然に防止するためにも、不特定多数の者が利用する旅館等における安全確保のための体制整備は非常に重要であるが、今回の改正を踏まえ、警察庁から改めて別紙2のとおり依頼があった。宿泊者名簿の必要事項の記載の徹底については、これまでも繰り返し周知の徹底、指導をお願いしてきたところであるが、今回の改正により、小規模な施設が簡易宿所営業として営業することが可能となることから、営業者に対し、「旅館等における宿泊者名簿への記載等の徹底について」（平成26年12月19日付け健発1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）に示す営業者が実施すべき措置の内容につき、改めて周知及び指導等の徹底をお願いする。

各
〔都道府県知事〕
〔政令市市長〕 殿
〔特別区区长〕

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日公布された旅館業法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第68号。以下「改正規則」という。）により、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。）が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなったところである。その改正の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりである。

ついては、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

記

第1 改正の趣旨

現在、農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第3項第1号に定める簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しないこととしている。

「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）及び「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁業体験民宿の受け入れ先を増やすため、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行うこととされた。

これを受け、農林漁業者以外の者がその居宅において農林漁業体験民宿業を営む場合についても、当該基準を適用しないこととするものである。

第2 改正の内容

これまで、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、簡易宿所営業の客室延床面積基準を適用しないこととされていたが、農林漁業体験民宿業に係る施設であって、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居宅において営む場合についても簡易宿所の客室延床面積基準を適用しないこととしたこと（改正規則による改正後の規則第5条第1項第4号）。

第3 運用上の留意事項等について

- 1 農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、「農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む施設について」（平成26年3月31日付け健衛発0331第3号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）にて、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）である農林漁業者が営むときも、規則第5条第1項第4号を適用するものである旨を示しているところであるが、農林漁業者以外の者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、個人が営む施設に限り、改正規則による改正後の規則第5条第1項第4号を適用するものであること。
- 2 これまで農林漁業体験民宿業については、農林漁業体験民宿業を営む者の居宅において行うこととして運用してきたが、今般、その旨を条文上明確化したものであること。

消 防 予 第 71 号
平成 29 年 3 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 御中

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について（通知）

従来、民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成 19 年 1 月 19 日付け消防予第 17 号）に規定されていましたが、平成 28 年 12 月 21 日に開催された「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において、「古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備等の基準の適用について、今後地域から寄せられる相談・要望等を踏まえ防火安全性を確保した上で特例の考え方等の整理・公表を行う。」とされたことに伴い、上記タスクフォースに参画している有識者や関連する消防機関等と意見交換を行った結果、下記の要件を満たす防火対象物については、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 32 条の規定を適用し、その特例を認めて差し支えないこととしたので通知します。

これに伴い、「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成 19 年 1 月 19 日付け消防予第 17 号）は廃止します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されますよう、お願いします。

なお、この通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 特例基準を適用できる防火対象物

従来、建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋で、令別表第一（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」と

いう。)又は複合用途防火対象物に該当するもの。

第2 特例基準を適用できる消防用設備等 「誘導灯」及び「誘導標識」

第3 特例基準の要件及び内容

第1に適合する防火対象物において、以下の1から3に該当する部分には、令第26条の規定にかかわらず、当該各部分における誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

1 次の(1)から(3)までのすべての要件に該当する避難階

(1) 以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 各居室から直接外部に容易に避難できること。

イ 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

(2) 防火対象物の外に避難した者が、当該防火対象物の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(3) 防火対象物の従業者がその利用者に対して避難口等の案内を行う、利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、防火対象物に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること。

2 次の(1)から(3)までのすべての要件に該当する2階以上の階であって避難階以外のもの

(1) 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難階に通ずる階段に到達できること等簡明な経路により容易に避難できること。

(2) 非常用の照明装置を廊下等の避難経路に設置すること又は利用者が常時容易に使用できるように携帯用照明器具を居室内に設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

(3) 1(3)の要件を満たしていること。

3 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の部分のうち、当該一般住宅の用途に供される部分(令別表対象物の用途に供される部分からの避難経路となる部分を除く。)

第4 特例基準の適用にあたっての留意事項等

1 第3、1(1)アの要件である「直接外部に容易に避難できること」とは、すべての居室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該防火対象物に不案内な者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できない

いこと。

- 2 第3、1(1)イ及び第3、2(1)の要件である「夜間であっても迷うことなく」とは、当該防火対象物の利用者が各居室から廊下又は通路に出た際に、避難口や避難階に通ずる階段を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、各居室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。
- 3 消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準の特例については、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」(平成8年2月16日付け消防予第22号)3(1)及び(2)によられたいこと。

総務省消防庁予防課設備係 担当：田中、千葉、吉岡 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

「とくしま農林漁家民宿」相談窓口一覧

<総合窓口>

徳島農林事務所 企画総務担当

〒779-3602 徳島市新蔵町1丁目67番地

電話 088-626-8513

美波農林事務所 企画担当

〒779-2305 美波町奥河内字弁才天17番地1

電話 0884-74-7381

美馬農林事務所 食農・企画担当

〒779-3602 美馬氏脇町大字猪尻字建神社下南73

電話 0883-53-2271

	とくしま農林漁家民宿確認要綱	旅館業法、食品衛生法	消防法	水質汚濁防止法	建築基準法	体験型・滞在型観光
県	農山漁村振興課中山間地域振興室 農村交流担当 088-621-2783	安全衛生課 食品安全・生活衛生担当 088-621-2229	消防保安課 消防担当 088-621-2284	環境管理課 水質担当 088-621-2272	住宅課 建築指導担当 088-621-2595	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
徳島市	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	徳島市消防局 088-656-1190	徳島市役所 環境保全課 088-621-5213	徳島市役所 建築指導課 088-621-5274	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
鳴門市	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	鳴門市消防本部 088-684-2009	鳴門市役所 環境政策課 088-684-0784	徳島県土整備事務所 建築指導担当 088-653-8818	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
小松島市	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	小松島市消防本部 0885-32-0119	小松島市役所 市民環境課 0885-32-2147	徳島県土整備事務所 建築指導担当 088-653-8818	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342

	とくしま農林漁家民宿確認要綱	旅館業法、食品衛生法	消防法	水質汚濁防止法	建築基準法	体験型・滞在型観光
阿南市	美波農林事務所 企画担当 0884-74-7381	阿南保健所 生活衛生担当 0884-28-9870	阿南市消防本部 0884-22-1120	南部環境保全室 環境保全担当 0884-28-9858	阿南県土整備事務所 企画担当 0884-24-4214	観光政策課 みなみ阿波観光振興担当 0884-74-7317
吉野川市	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	吉野川保健所 生活衛生担当 0883-36-9016	徳島中央広域連合消防本部 0883-26-1191	吉野川市役所 環境企画課 0883-22-2230	吉野川県土整備事務所 総務担当 0883-26-3714	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
阿波市	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	吉野川保健所 生活衛生担当 0883-36-9016	徳島中央広域連合消防本部 0883-26-1191	阿波市役所 環境衛生課 0883-36-8711	吉野川県土整備事務所 総務担当 0883-26-3714	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
美馬市	美馬農林事務所 食農・企画担当 0883-53-2271	美馬保健所 生活衛生担当 0883-52-1017	(美馬町以外) 美馬市消防本部 0883-52-3061 (美馬町) 美馬西部消防組合消防本部 0883-63-2214	西部環境保全室 環境保全担当 0883-53-2062	美馬県土整備事務所 企画担当 0883-53-2214	観光政策課 にし阿波観光振興担当 0883-76-0366
三好市	美馬農林事務所 食農・企画担当 0883-53-2271	三好保健所 生活衛生担当 0883-72-1122	みよし広域連合消防本部 0883-76-5119	三好市役所 環境課 0883-72-3436	三好県土整備事務所 企画担当 0883-76-0609	観光政策課 にし阿波観光振興担当 0883-76-0366
勝浦町	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	勝浦町役場 総務防災課 0885-42-2511	勝浦町役場 住民課 0885-42-1501	徳島県土整備事務所 建築指導担当 088-653-8818	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342

	とくしま農林漁家民宿確認要綱	旅館業法、食品衛生法	消防法	水質汚濁防止法	建築基準法	体験型・滞在型観光
上勝町	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	上勝町役場 総務課 0885-46-0111	徳島保健所 環境試験検査担当 088-602-8901	徳島県土整備事務所 建築指導担当 088-653-8818	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
佐那河内村	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	佐那河内村役場 総務課 088-679-2113	徳島保健所 環境試験検査担当 088-602-8901	徳島県土整備事務所 建築指導担当 088-653-8818	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
石井町	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	名西消防組合消防本部 088-674-6788	石井町役場 環境保全課 088-674-6842	吉野川県土整備事務所 総務担当 0883-26-3714	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
神山町	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	名西消防組合消防本部 088-674-6788	徳島保健所 環境試験検査担当 088-602-8901	徳島県土整備事務所 建築指導担当 088-653-8818	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
那賀町	美波農林事務所 企画担当 0884-74-7381	阿南保健所 生活衛生担当 0884-28-9870	那賀町消防本部 0884-62-1191	那賀町役場 環境課 0884-62-1192	阿南県土整備事務所 企画担当 0884-24-4214	観光政策課 みなみ阿波観光振興担当 0884-74-7317
牟岐町	美波農林事務所 企画担当 0884-74-7381	美波保健所 生活衛生担当 0884-74-7343	海部消防組合消防本部 0884-72-0600	牟岐町役場 住民福祉課 0884-72-3414	阿南県土整備事務所 企画担当 0884-24-4214	観光政策課 みなみ阿波観光振興担当 0884-74-7317
美波町	美波農林事務所 企画担当 0884-74-7381	美波保健所 生活衛生担当 0884-74-7343	海部消防組合消防本部 0884-72-0600	美波町役場 住民生活課 0884-77-3613	阿南県土整備事務所 企画担当 0884-24-4214	観光政策課 みなみ阿波観光振興担当 0884-74-7317

	とくしま農林漁家民宿確認要綱	旅館業法、食品衛生法	消防法	水質汚濁防止法	建築基準法	体験型・滞在型観光
海陽町	美波農林事務所 企画担当 0884-74-7381	美波保健所 生活衛生担当 0884-74-7343	海部消防組合消防本部 0884-72-0600	海陽町役場 住民環境課 0884-73-4152	阿南県土整備事務所 企画担当 0884-24-4214	観光政策課 みなみ阿波観光振興担当 0884-74-7317
松茂町	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	板野東部消防組合消防本部 088-698-9902	徳島保健所 環境試験検査担当 088-602-8901	徳島県土整備事務所 建築指導担当 088-653-8818	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
北島町	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	板野東部消防組合消防本部 088-698-9902	徳島保健所 環境試験検査担当 088-602-8901	徳島県土整備事務所 建築指導担当 088-653-8818	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
藍住町	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	板野東部消防組合消防本部 088-698-9902	藍住町役場 生活環境課 088-637-3116	徳島県土整備事務所 建築指導担当 088-653-8818	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
板野町	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	板野西部消防組合消防本部 088-672-0198	徳島保健所 環境試験検査担当 088-602-8901	徳島県土整備事務所 建築指導担当 088-653-8818	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
上板町	徳島農林事務所 企画総務担当 088-626-8513	徳島保健所 食品衛生担当 088-652-5154	板野西部消防組合消防本部 088-672-0198	徳島保健所 環境試験検査担当 088-602-8901	吉野川県土整備事務所 総務担当 0883-26-3714	観光政策課 誘客連携担当 088-621-2342
つるぎ町	美馬農林事務所 食農・企画担当 0883-53-2271	美馬保健所 生活衛生担当 0883-52-1017	美馬西部消防組合消防本部 0883-63-2214	西部環境保全室 環境保全担当 0883-53-2062	美馬県土整備事務所 企画担当 0883-53-2214	観光政策課 にし阿波観光振興担当 0883-76-0366

	とくしま農林漁家民宿確認要綱	旅館業法、食品衛生法	消防法	水質汚濁防止法	建築基準法	体験型・滞在型観光
東 み よ し 町	美馬農林事務所 食農・企画担当 0883-53-2271	三好保健所 生活衛生担当 0883-72-1122	みよし広域連合消防本部 0883-76-5119	西部環境保全室 環境保全担当 0883-53-2062	三好県土整備事務所 企画担当 0883-76-0609	観光政策課 にし阿波観光振興担当 0883-76-0366